

令和5年度(2023年度)

# 市税のしおり



こどもの未来健康支援センター「みらいえ」

## 姫路市

# も く じ

①姫路市の予算	1
②市税収入の内訳	2
③市税のつかいみち	2
④市税の種類	3
(1)市民税	9
・個人市民税	9
・法人市民税	27
(2)固定資産税	29
(3)軽自動車税	35
・令和5年度分以降の税制改正のあらまし	37
(4)都市計画税	38
(5)市たばこ税	38
(6)入湯税	39
(7)事業所税	39
⑤納税	40
(1)市税の納期限	40
(2)市税の納付方法	40
(3)市税の納付場所	41
・口座振替（自動払込）による納付	42
・コンビニエンスストアでの納付	45
・コンビニバーコードによる納付（モバイルレジ等）	45
・クレジットカードによる納付	46
・コンビニバーコードによる納付（電子マネー）	47
・「eL-QR」（QRコード）による納付	47
(4)納税の猶予制度	48
⑥市税の減免	49
⑦市税に関する証明と閲覧	50
⑧税の窓口	52
⑨支所・地域事務所・駅前市役所・出張所・サービスセンターへの案内図	53
⑩国税・県税の種類とあらまし	55
⑪税務部からのお知らせ	57
(1)原付バイクのオリジナルナンバープレートの交付	57
(2)市税の電子申告等の受付	58

本誌は令和5年4月1日現在の税制を基に作成してあります。

## ■ はじめに

姫路市では、L I F Eという英語にこめられた3つの意味に基づく、

『命』をたいせつにする市政

『くらし』を豊かにする市政

『一生』に寄り添う市政

をメインテーマに市政を推進してまいりました。

ポストコロナの社会においては、姫路の未来を切り拓くための活力が必要であることから、本年より新たに「『活力』ある姫路を創造する市政」を加え、力強く市政を推進しております。

これら4つのメインテーマの下、さまざまな事業を推進するうえで、市税は最も重要な財源となります。

この冊子は、市税のしくみや使いみちなどのあらましを簡単にまとめたものです。

十分にご活用いただき、市税に関するなお一層のご理解とご協力をいただければ幸いです。

令和5年(2023年)9月

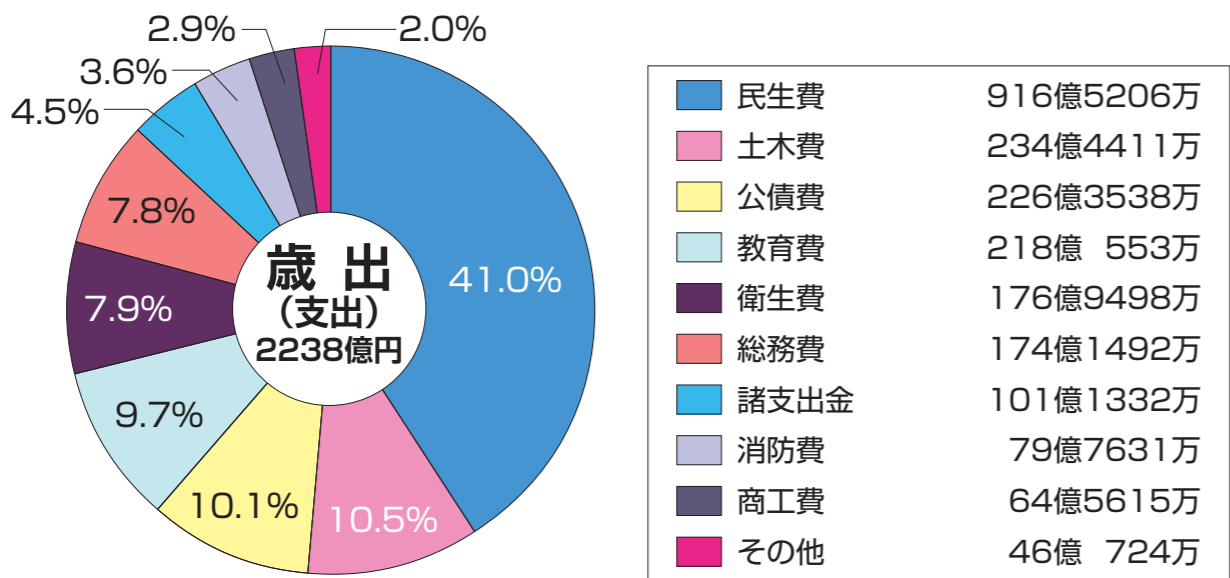
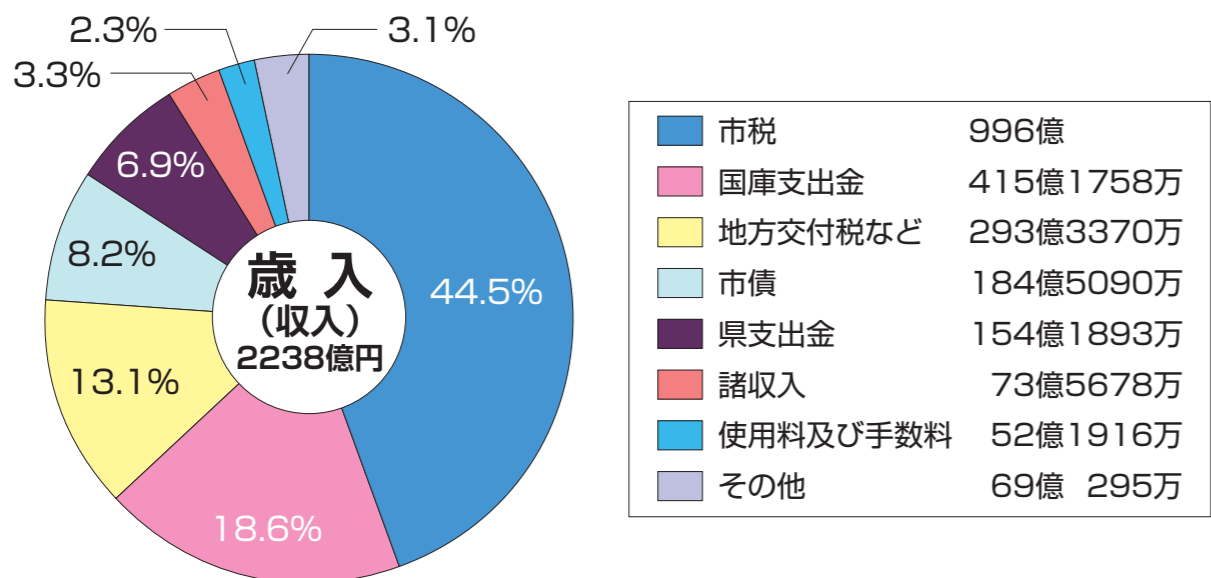
姫路市長 清元秀泰

# 1 姫路市の予算

姫路市の令和5年度(2023年度)一般会計予算は、2238億円(前年度当初予算に比べ2.8%の増)で、この内訳をみますと、下記の図表のとおり歳出(支出)では、高齢者・障害者・児童福祉など社会福祉関係の民生費(916億5206万円)が一番大きく、次いで道路、市営住宅、公園の建設・管理などに使われる土木費(234億4411万円)、市債やその利子などの支払いに使われる公債費(226億3538万円)の順になっています。

一方、歳入(収入)では、市民のみなさんに納めていただく市税が996億円で歳入総額の44.5%を占め、市民の幸せと住みよい町づくりを進めるための最も大切な財源となっています。

## 一般会計予算



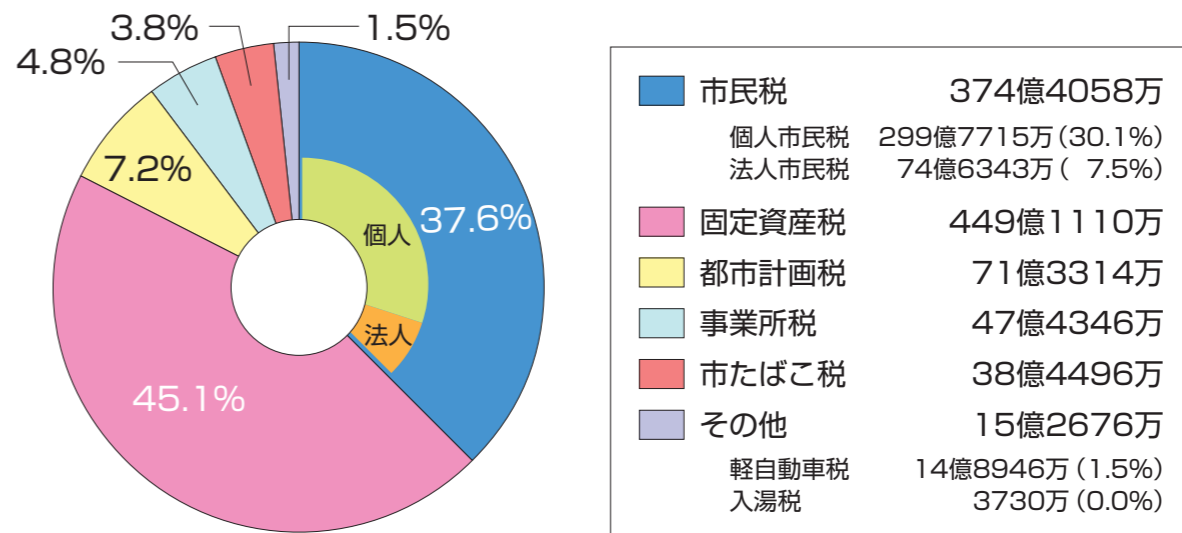
# 2 市税収入の内訳

市税は、姫路市民のための仕事を行うのに必要な経費を賄うための財源として、姫路市民が分担し合うという性格のもので、いわば姫路市民として暮らしていくために応分の負担をしていただくものです。

この市税収入の総額は、予算額996億円(前年に比べて2.7%増)で、下の図表のような税目(税金の種類)から構成されています。

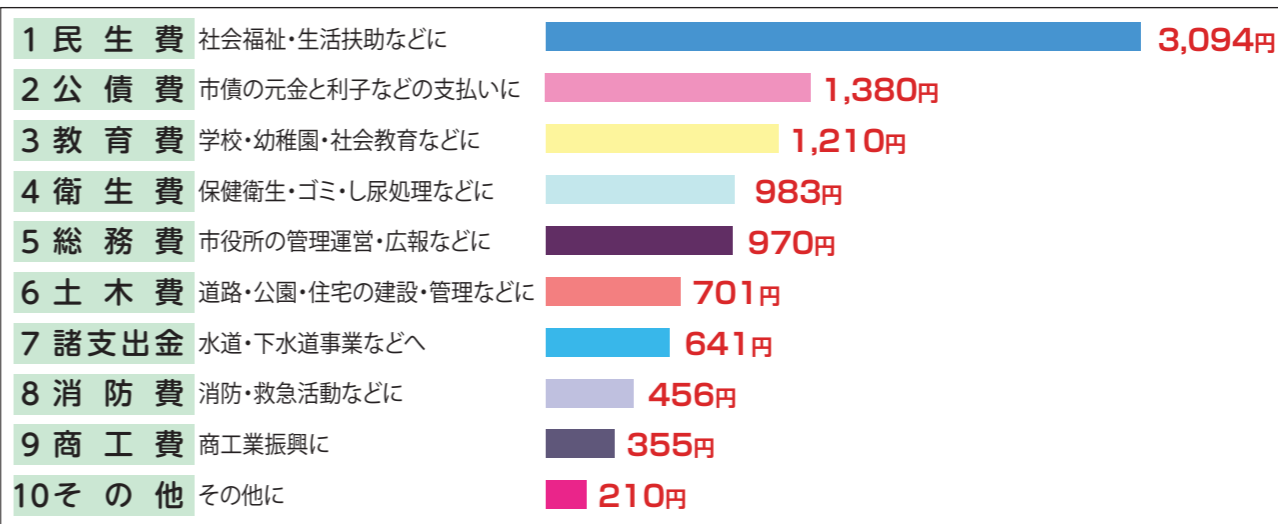
この図表でおわかりのように、私たちにとって最も身近であり、関係が深い市民税が374億4058万円、そして固定資産税が449億1110万円、この二つの税金だけで市税収入全体の82.7%を占め、最も大きな財源となっています。

令和5年度(2023年度)市税収入予算額  
総額996億円



# 3 市税のつかいみち

みなさんが納められた市税は、予算に基づいて計算すると10,000円についておよそ次のように使われます。

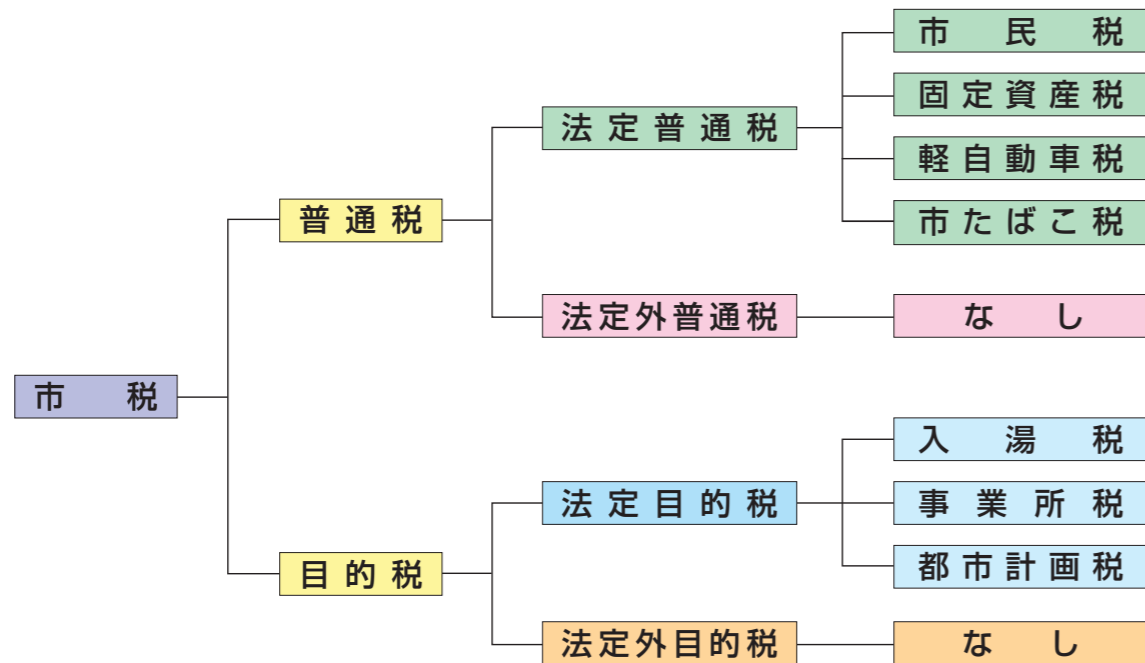


[令和5年度(2023年度)当初予算各費目に対する市税等一般財源の割合による配分です。]

# 4 市税の種類

姫路市が現在、市民のみなさんに納めていただいている税金は、次の表のとおりですが、市民税(個人及び法人)、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税など大半は「普通税」といわれ、市の一般的経費に充てられる税金です。

一方、入湯税、事業所税、都市計画税は「普通税」とは性格が異なる特定の目的又は特定の事業に必要な費用に充てられる税金で、これを「目的税」といいます。



## (1) 市民税

**個人市民税**：個人の前年の所得に対してかかる税 (均等割 所得割) ⇨ 9ページ

**法人市民税**：法人の所得にかかる法人税を基礎としてかかる税 (均等割 法人税割) ⇨ 27ページ

(2) **固定資産税** 土地、家屋、償却資産に対してかかる税 ⇨ 29ページ

(3) **軽自動車税** 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車にかかる税 ⇨ 35ページ

(4) **都市計画税** 市街化区域内の土地・家屋に対してかかる税 ⇨ 38ページ

(5) **市たばこ税** たばこの卸売販売業者等が市内の小売販売業者に売り渡したたばこにかかる税 ⇨ 38ページ

(6) **入湯税** 鉱泉浴場における入湯行為に対してかかる税 ⇨ 39ページ

(7) **事業所税** 事務所・事業所などの事業活動に対してかかる税 ⇨ 39ページ

## 市税制度の一覧

区分	納税義務者	課税標準
市民税(個人)	①1月1日現在において市内に住所のある個人で次に掲げる者 ア. 前年中に所得があった者 イ. 1月1日以降に退職所得のある者	所得割は、 ・前年中の総所得金額 ・退職所得金額 ・山林所得金額 ・分離課税(譲渡所得・配当所得)に係る金額 ・先物取引に係る雑所得金額
	②市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所がない者	※ただし、納税義務者欄の①イの者については分離課税の対象となる退職所得金額

税率	納期限								
①均等割 3,500円	◎普通徴収期別 <table border="1"> <tr> <th>1期</th> <th>2期</th> <th>3期</th> <th>4期</th> </tr> <tr> <td>6月末日</td> <td>8月末日</td> <td>10月末日</td> <td>翌年1月末日</td> </tr> </table>	1期	2期	3期	4期	6月末日	8月末日	10月末日	翌年1月末日
1期		2期	3期	4期					
6月末日	8月末日	10月末日	翌年1月末日						
②所得割 6%	◎給与からの特別徴収 6月～翌年5月 翌月10日								
※県民税(均等割2,300円、所得割4%)をあわせて徴収 ※退職所得、山林所得、土地・建物株式等の譲渡所得などについては、所得ごとに所得割を算出(税率については18ページ以降参照)	◎年金からの特別徴収 4月～翌年2月(偶数月) 年金から引き去り								

区分	納税義務者	課税標準
市民税（法人）	①市内に事務所又は事業所を有する法人 ②市内に寮等を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの	法人税割は、法人税額

税率	納期限	
均等割	各事業年度終了の日から2カ月以内	
・次に掲げる法人 ア 公益法人等のうち、法の規定により均等割を課することができないもの以外のもの イ 人格のない社団等（収益事業を行うもの） ウ 一般社団法人及び一般財団法人 エ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの オ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内の事務所等の従業者数が50人以下であるもの		年額 60,000円
・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの		年額 144,000円
・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、市内の事務所等の従業者数が50人以下であるもの		年額 156,000円
・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、市内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの		年額 180,000円
・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、市内の事務所等の従業者数が50人以下であるもの		年額 192,000円
・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、市内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの		年額 480,000円
・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、市内の事務所等の従業者数が50人以下であるもの		年額 492,000円
・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、市内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの		年額 2,100,000円
・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、市内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの		年額 3,600,000円
法人税割		
$\frac{8.4}{100} \left( \frac{12.1}{100} \right)^*$ ただし、資本金の額又は出資金の額が1億円以下かつ法人税額が年600万円以下である法人は、		
$\frac{6}{100} \left( \frac{9.7}{100} \right)^*$		
*（ ）は平成26年10月1日から、令和元年9月30日までの間に開始する事業年度に係る税率について適用		

※納期限が金融機関の休日である場合、翌営業日が納期限となります。

区分	納税義務者	課税標準
固定資産税 (土地・家屋・償却資産)	市内に所在する固定資産を1月1日現在に所有する者 (ただし、都市計画税は市街化区域内)	1月1日現在における当該固定資産の価格
都市計画税 (土地・家屋)		
軽自動車税 (種別割)	4月1日現在における軽自動車等の所有者	総排気量及び車種による
市たばこ税	製造たばこの卸売販売業者等	製造たばこの売渡し等に係る本数
入湯税	鉱泉浴場の入湯客	鉱泉浴場における入湯行為
事業所税	事務所又は事業所において事業を行う法人又は個人	①資産割 事業所床面積
		②従業者割 従業者給与総額

税率	納期限									
1.4%	◎期別 <table border="1"> <tr> <td>1期</td> <td>2期</td> <td>3期</td> <td>4期</td> </tr> <tr> <td>5月末日</td> <td>7月末日</td> <td>9月末日</td> <td>12月25日</td> </tr> </table>	1期	2期	3期	4期	5月末日	7月末日	9月末日	12月25日	
1期		2期	3期	4期						
5月末日	7月末日	9月末日	12月25日							
0.3%										
<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">原動機付 自転車</td> <td>50cc以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>3,700円</td> </tr> </table>	原動機付 自転車	50cc以下	2,000円	90cc以下	2,000円	125cc以下	2,400円	ミニカー	3,700円	5月末日
原動機付 自転車		50cc以下	2,000円							
		90cc以下	2,000円							
		125cc以下	2,400円							
	ミニカー	3,700円								
二輪車	3,600円									
三輪車	※1 標準税率	3,900円								
	※2 重課税率	4,600円								
	※3 旧税率	3,100円								
四輪乗用	営業用	※1 標準税率	6,900円							
		※2 重課税率	8,200円							
		※3 旧税率	5,500円							
	自家用	※1 標準税率	10,800円							
		※2 重課税率	12,900円							
		※3 旧税率	7,200円							
四輪貨物	営業用	※1 標準税率	3,800円							
		※2 重課税率	4,500円							
		※3 旧税率	3,000円							
	自家用	※1 標準税率	5,000円							
		※2 重課税率	6,000円							
		※3 旧税率	4,000円							
小型特殊 自動車	農耕作業用	2,400円								
	その他のもの	5,900円								
二輪の小型自動車	6,000円									
1,000本につき 6,552円	前月中に売渡したたばこに係る税額について、毎月末日までに納付									
1日1人 150円 (1泊2日は1日とする)	前月中の入湯客に係る税額を毎月15日までに特別徴収義務者(経営者など)が納入									
1㎡につき 600円	法人にあたっては、各事業年度終了の日から2ヵ月以内。 個人にあたっては、その年の翌年の3月15日まで									
支払給与総額の0.25%										

※納期限が金融機関の休日である場合、翌営業日が納期限となります。

※1 標準税率 平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両  
(初年度検査年月が平成27年4月1日以降の車両)

※2 重課税率 最初の新規検査から13年経過した車両は重課税率  
(初年度検査年月が平成22年3月31日以前の車両)

※3 旧税率 いずれも該当しない車両  
(初年度検査年月が平成22年4月1日から平成26年3月31日の車両)

※グリーン化特例に該当する場合には、税率が軽減される場合があります。(詳しくは37ページへ。)



次に各税目ごとに説明いたします。

## (1) 市民税

市民税には、個人の負担する個人市民税と、会社などが負担する法人市民税があります。一般に、市民税と県民税とをあわせて「住民税」と呼ばれています。

また、市民税には、一定の額がかかる均等割と、前年の所得に応じてかかる所得割（会社などの場合は法人税割）があります。



## 個人市民税

個人市民税・県民税は、均等割と所得割で構成されています。（15ページ参照）

個人県民税は県税ですが、便宜上、個人市民税とあわせて納めていただき、姫路市から兵庫県へ払い込んでいます。

### 納税義務者

納税義務者	納めるべき税額	
	均等割額	所得割額
市内に住所がある人	均等割額	所得割額
市内に事務所・事業所又は家屋敷がある人で、姫路市内に住所がない人	均等割額	

※その年の1月1日が基準となります。（これを賦課期日といいます。）

※家屋敷とは自己又は家族の居住用に設けられた住宅で、別荘、別邸等も含まれます。他人に貸す目的のものや現に他人が住んでいるものは除きます。

### 個人市民税・県民税が課されない人

#### 均等割・所得割ともにかからない人（非課税）

- 1月1日現在に生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- 1月1日現在に障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人

#### 均等割がかからない人（非課税）

- 前年の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下の人

本人のみ	同一生計配偶者又は扶養親族がある場合
45万円	35万円×(同一生計配偶者+扶養親族数+1)+31万円

#### 所得割だけがかからない人（均等割のみ課税※）

- 前年の総所得金額等の合計額が、次の算式で求めた額以下の人

本人のみ	同一生計配偶者又は扶養親族がある場合
45万円	35万円×(同一生計配偶者+扶養親族数+1)+42万円

※均等割が課税の人は、該当する所得控除を差し引いて所得割額が0になった場合でも、非課税にはなりません。

※「同一生計配偶者」

控除対象配偶者を含みます。

※「扶養親族」の範囲

16歳未満の扶養親族も含みます。ただし、14ページに記載の扶養控除には該当しません。

### 所得の種類と計算方法

所得金額は、収入金額からその収入を得るためにかかった費用等（必要経費等）を差し引いて計算します。

所得の種類		所得金額
利子所得	公債、社債、預貯金などの利子ですが、マル優及び源泉分離課税分を除きます。平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき特定公社債等の利子等については申告分離課税の対象とされますが、申告しないことも選択できます。	収入金額
配当所得	株式や出資金に対する利益の配当など	収入金額－ $\left\{ \begin{array}{l} \text{元本取得のために要した} \\ \text{負債の利子} \end{array} \right\}$
不動産所得	地代、家賃、権利金、船舶・航空機の貸付料	収入金額－必要経費
事業所得	農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業、医師、その他の事業から生じる所得	収入金額－必要経費
給与所得	俸給、給与、賃金、賞与など	収入金額－給与所得控除額 (11ページ参照)
退職所得	退職金など	(収入金額－退職所得控除額)×1/2 (18ページ参照)
山林所得	立木(山林)の譲渡による所得	収入金額－必要経費－特別控除額 (最高50万円)
譲渡所得	土地・建物、株式等を買った場合に生じる所得	土地建物 収入金額－ $\left\{ \begin{array}{l} \text{土地・建物の取得価格な} \\ \text{どの経費} \end{array} \right\}$
		株式 収入金額－取得価格などの経費
		その他 収入金額－資産の取得価格などの経費－特別控除額(最高50万円) ※長期譲渡所得金額は、その1/2の金額を総所得金額に算入します。
一時所得	生命保険の満期金、競馬、競輪などの払戻金、クイズの賞金、福引の当選金など	収入金額－資産の取得価格などの経費－特別控除額(最高50万円) ※1/2の金額を総所得金額に算入します。
雑所得	国民年金、厚生年金等の公的年金	収入金額－公的年金等控除額 (11ページ参照)
	上記のいずれにも該当しない所得	収入金額－必要経費

給与所得金額計算表

給与所得金額は下記の計算表により算出します。

給与等の収入金額	給与所得金額	
551,000円未満		0円
551,000円以上1,619,000円未満	給与等の収入金額	- 550,000円
1,619,000円以上1,620,000円未満		1,069,000円
1,620,000円以上1,622,000円未満		1,070,000円
1,622,000円以上1,624,000円未満		1,072,000円
1,624,000円以上1,628,000円未満		1,074,000円
1,628,000円以上1,800,000円未満	A	× 0.6 + 100,000円
1,800,000円以上3,600,000円未満	A	× 0.7 - 80,000円
3,600,000円以上6,600,000円未満	A	× 0.8 - 440,000円
6,600,000円以上8,500,000円未満	給与等の収入金額	× 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円以上	給与等の収入金額	- 1,950,000円

※A=(給与等の収入金額÷4,000)の小数点以下を切り捨てた金額×4,000

公的年金等の所得金額計算表

公的年金等の所得金額は下記の計算表により算出します。

年金受給者の年齢	公的年金等の収入金額 B	公的年金等所得金額		
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満	130万円未満	B - 600,000円	B - 500,000円	B - 400,000円
	130万円以上410万円未満	B×0.75 - 275,000円	B×0.75 - 175,000円	B×0.75 - 75,000円
	410万円以上770万円未満	B×0.85 - 685,000円	B×0.85 - 585,000円	B×0.85 - 485,000円
	770万円以上1,000万円未満	B×0.95 - 1,455,000円	B×0.95 - 1,355,000円	B×0.95 - 1,255,000円
	1,000万円以上	B - 1,955,000円	B - 1,855,000円	B - 1,755,000円
65歳以上	330万円未満	B - 1,100,000円	B - 1,000,000円	B - 900,000円
	330万円以上410万円未満	B×0.75 - 275,000円	B×0.75 - 175,000円	B×0.75 - 75,000円
	410万円以上770万円未満	B×0.85 - 685,000円	B×0.85 - 585,000円	B×0.85 - 485,000円
	770万円以上1,000万円未満	B×0.95 - 1,455,000円	B×0.95 - 1,355,000円	B×0.95 - 1,255,000円
	1,000万円以上	B - 1,955,000円	B - 1,855,000円	B - 1,755,000円

※計算上、マイナスが出れば0円になります。

所得金額調整控除

下記(1)または(2)に該当する場合、給与所得金額から所得金額調整控除額が控除されます。

(1)給与等の収入金額が850万円を超え、次の1~3のいずれかに該当する場合

1. あなたが特別障害者に該当する
2. 23歳未満の扶養親族を有する
3. 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する  
※2と3の扶養親族や同一生計配偶者（以下扶養親族等）については、その扶養親族等が他の者の扶養控除等の対象であっても所得金額調整控除を適用することができます。ただし、事業専従者は対象外となります。

計算式

所得金額調整控除額  
= {給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円} × 10%

(2)給与所得金額及び公的年金等に係る雑所得の両方があり、その合計額が10万円を超える場合

計算式

所得金額調整控除額  
= {給与所得金額(10万円を超える場合は10万円)  
+ 公的年金等に係る雑所得金額(10万円を超える場合は10万円)} - 10万円

※(1)(2)両方に該当する場合は、(1)の控除後の給与所得金額から(2)を控除します。

青色申告特別控除

青色申告を承認された人は、特例で所得から10万円を控除することができます。なお、不動産所得又は事業所得について、取引の内容を正規の簿記原則に従い詳細に記録している場合は、55万円（一定の要件を満たす場合は65万円）を控除することができます。

青色申告

青色申告をすることができる人は、不動産所得、事業所得、山林所得のある人で、納税地の所轄税務署に「青色申告承認申請書」を提出し、その承認を受けた人です。

専従者控除

事業経営が家族的規模によって営まれている場合には、そこで働く家族などに対して支払う給与額を経費として、次の表の区分に応じた金額が所得から控除されます。

区 分	必 要 経 費 額
所得税で青色申告をした人	支払った適正な給与 (税務署長に届出が必要です。)
所得税で青色申告をした人以外の人	次の①と②のいずれか少ない方の金額 ①86万円（その事業専従者が配偶者以外である場合は、50万円） ②事業所得+不動産所得+山林所得 事業専従者の数+1



所得控除

納税義務者の実状に応じて税負担を求めするために、その納税義務者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる臨時の出費があるかどうかなどの個人的事情を考慮して、所得金額から、次の表の該当する控除額を差し引くことになっています。

種類	要件	控除額
雑損控除	前年中に災害などにより資産について損害を受けた場合	(損失金額)－(保険金などで補てんされる金額)=A ①A－(総所得金額等の合計額の10%) ②(Aのうち災害関連支出の金額)－5万円 ①と②のいずれか多い方の金額
医療費控除 (選択制)	前年中に医療費を支払った場合	(医療費)－(保険金などで補てんされる金額)=B ①B－(総所得金額等の合計額の5%) ②B－10万円 ①と②のいずれか多い方の金額(限度額200万円)
	前年中にスイッチOTC医薬品を購入した場合 (医療費控除の特例)	購入費－1万2千円(限度額8万8千円)
社会保険料控除	前年中に社会保険料(国民健康保険・国民年金・介護保険など)を支払った場合	支払った金額
小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済、企業型・個人型確定拠出年金又は心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合	支払った金額

種類	要件及び控除額
生命保険料控除	<p>支払った保険料を一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料に区分し、それぞれの契約の時期によって、次の計算式で算出した合計額(限度額70,000円) ※一般生命保険料、個人年金保険料について、新旧契約どちらも適用する場合、それぞれの限度額は28,000円</p> <p>①新契約(平成24年1月1日以後締結分・介護医療分) 支払保険料が、12,000円まで 支払保険料 支払保険料が、12,000円を超え32,000円まで 支払保険料×1/2+6,000円 支払保険料が、32,000円を超え56,000円まで 支払保険料×1/4+14,000円 支払保険料が、56,000円を超える場合 28,000円</p> <p>②旧契約(平成23年12月31日以前締結分) 支払保険料が、15,000円まで 支払保険料 支払保険料が、15,000円を超え40,000円まで 支払保険料×1/2+7,500円 支払保険料が、40,000円を超え70,000円まで 支払保険料×1/4+17,500円 支払保険料が、70,000円を超える場合 35,000円</p>
地震保険料控除	<p>前年中に居住用家屋又は家財を目的とし地震等による損害について保険金が支払われる損害保険契約等の掛金を支払った場合</p> <p>①地震保険契約のみの場合(限度額25,000円) 支払保険料が、50,000円まで 支払保険料×1/2 支払保険料が、50,000円を超える場合 25,000円</p> <p>②経過措置に該当する長期損害保険契約のみの場合(限度額10,000円) 支払保険料が、5,000円まで 支払保険料 支払保険料が、5,000円を超え15,000円まで 支払保険料×1/2+2,500円 支払保険料が、15,000円を超える場合 10,000円</p> <p>③①と②がある場合 ①、②で計算した額の合計額(限度額25,000円)</p>

種類	要件	控除額	所得税との差
障害者控除	本人又は同一生計配偶者若しくは扶養親族(16歳未満の扶養親族を含む)が障害者の場合	特別障害者	30万円 10万円
		同居特別障害者	53万円 22万円
		普通障害者	26万円 1万円
寡婦控除	前年の合計所得金額が500万円以下で下記のひとり親控除に該当せず、①又は②に該当する場合(事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいる場合は除く) ①夫と離婚した後婚姻しておらず、扶養親族を有する。 ②夫と死別した後婚姻していない又は夫の生死が不明である。	26万円	1万円
ひとり親控除	前年の合計所得金額が500万円以下で、現に婚姻していない(未婚の場合を含む)、又は配偶者の生死が不明であり、かつ生計を同一にする子を有する場合(事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいる場合は除く)	30万円	5万円
勤労学生控除	本人が勤労学生で、前年の合計所得金額が75万円以下で、かつ、給与所得等以外の所得が10万円以下である場合	26万円	1万円
扶養控除	生計を一にする親族で、前年の合計所得金額が48万円以下の場合	一般の扶養親族(16歳以上で、他の扶養親族以外)	33万円 5万円
		特定扶養親族(19歳以上23歳未満)	45万円 18万円
		老人扶養親族(70歳以上)	38万円 10万円
		同居老親等扶養親族(70歳以上の同居の父母等)	45万円 13万円
基礎控除	合計所得金額	2,400万円以下	43万円 5万円
		2,400万円超2,450万円以下	29万円 3万円
		2,450万円超2,500万円以下	15万円 1万円
		2,500万円超	適用なし

配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額					
	900万円以下		900万円超950万円以下		950万円超1,000万円以下	
	控除額	所得税との差	控除額	所得税との差	控除額	所得税との差
配偶者控除	48万円以下	33万円 5万円	22万円 4万円	11万円 2万円		
	老人控除対象配偶者(年齢70歳以上)	38万円 10万円	26万円 6万円	13万円 3万円		
配偶者特別控除	48万円超 95万円以下	33万円 5万円	22万円 4万円	11万円 2万円		
	95万円超 100万円以下	33万円 3万円	22万円 2万円	11万円 1万円		
	100万円超 105万円以下	31万円 0	21万円 0	11万円 0		
	105万円超 110万円以下	26万円 0	18万円 0	9万円 0		
	110万円超 115万円以下	21万円 0	14万円 0	7万円 0		
	115万円超 120万円以下	16万円 0	11万円 0	6万円 0		
	120万円超 125万円以下	11万円 0	8万円 0	4万円 0		
	125万円超 130万円以下	6万円 0	4万円 0	2万円 0		
130万円超 133万円以下	3万円 0	2万円 0	1万円 0			

※納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超えると配偶者控除及び配偶者特別控除は適用外です。

## 税額の計算

税額※1 = 均等割額 + 所得割額

均等割額 = 市民税3,500円 + 県民税2,300円

所得割額 = (所得金額 - 所得控除額) × 税率 - 調整控除額 - 税額控除額  
課税所得金額※2

※1…税額の100円未満は切り捨てます。

※2…課税所得金額の1,000円未満は切り捨てます。

## 均等割の税率

市 民 税	県 民 税	合 計
3,500円 (※1)	2,300円 (※2、※3)	5,800円

※1※2 平成26年度～令和5年度まで、個人市民税・県民税の均等割に、年間でそれぞれ500円、合計で1,000円が上乗せとなっています。

※3 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災・減災のための施策に使われます。  
平成18年度～令和7年度まで、個人県民税の均等割に、「県民緑税」が年間で800円上乗せとなっています。  
緑の保全、再生のために使われます。

## 所得割の税率

市 民 税	県 民 税
6%	4%

## 調整控除

所得税と市民税では、扶養控除や配偶者控除、基礎控除など「人」に関する控除額(人的控除額)に差があります。平成19年度の所得税から市県民税への税源移譲に伴い、人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、所得割額から一定額を控除する調整控除が設けられました。ただし、合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除は適用されません。

## 【計算式】

◎市県民税の合計課税所得金額が200万円以下の場合

人的控除額の差の合計額と市県民税の合計課税所得金額のいずれか小さい額の5%(市民税3%、県民税2%)

◎市県民税の合計課税所得金額が200万円超の場合

$\frac{\text{人的控除額の差の合計額} - (\text{市県民税の合計課税所得金額} - 200\text{万円})}{\text{市県民税の合計課税所得金額}} \times 5\%$   
(市民税3%、県民税2%)

(注) の金額が50,000円未満の場合は、50,000円として計算します。

## 【人的控除額の差】

前ページまでに掲載の所得控除に関する表中、「所得税との差」が人的控除額の差にあたります。ただし、調整控除を計算するうえでひとり親控除、基礎控除及び配偶者特別控除に関する人的控除額の差は、同表とは異なる場合があります。

## 【合計課税所得金額】

合計課税所得金額は、課税総所得金額、課税山林所得金額及び課税退職所得金額の合計額です。

## 配当控除

配当所得がある場合、算出された所得割額から次の配当控除額が差し引かれます。

種 類	要 件 及 び 控 除 額	(市民税)	(県民税)
配 当 控 除	ア 課税総所得金額及び課税譲渡所得金額の合計額が1,000万円以下の場合 配当所得の…	1.6%	1.2%
	イ 課税総所得金額及び課税譲渡所得金額の合計額が1,000万円を超える場合		
	i 合計額1,000万円以下の部分に含まれる配当所得の…	1.6%	1.2%
	ii 合計額1,000万円を超える部分に含まれる配当所得の…	0.8%	0.6%

※一定の証券投資信託・一般外貨建等証券投資信託の収益の分配の場合には、控除率が異なります。

※上場株式等の譲渡損失と配当との間の損益通算等の特例の適用を受けるために申告分離課税を選択した場合には、配当控除の適用はありません。

## 住宅借入金等特別税額控除

所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用を受けた方のうち、所得税から控除しきれない控除額がある場合には、次の額を下での計算方法により所得割額から控除します。(ただし、平成19年または平成20年の入居者は除く)

## ●計算方法

次の①または②のいずれか少ない金額

①所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額

②居住開始年月日が

・平成26年3月31日まで、または、令和4年1月1日以降の場合  
所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の5%(控除限度額97,500円)

※ただし、令和4年中の居住で特例の延長等に該当された方は、所得税の課税、総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の7%(控除限度額136,500円)となります。

・平成26年4月1日から令和3年12月31日までの場合  
所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の7%(控除限度額136,500円)

※ただし、消費税率5%で取得された方は、所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の5%(控除限度額97,500円)となります。

## 配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除

## ●配当割額控除

上場株式等の配当については、支払の際に配当割5%(市民税3%・県民税2%)が差し引かれています。配当所得を申告した場合、住民税所得割額から配当割額を控除します。控除しきれなかった分は、還付又は未納の税額に充当されます。

## ●株式等譲渡所得割額控除

上場株式等の譲渡で特定口座の源泉徴収ありを選択している場合は、株式等譲渡所得割5%(市民税3%・県民税2%)が差し引かれています。

株式等譲渡所得割が源泉徴収されている上場株式等譲渡所得を申告した場合、住民税所得割額から株式等譲渡所得割額を控除します。控除しきれなかった分は、還付又は未納の税額に充当されます。

## 寄附金税額控除

## 対象となる寄附金

- ① 都道府県、市区町村、災害の被災者・被災地方団体の救援を目的とする募金活動を行う団体等に対する寄附金
- ② 住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社の支部に対する寄附金
- ③ 市又は県が条例により指定した団体への寄附金（下記の法人等に対する寄附金で当該法人等の主たる目的である業務に関連するものなど一定のものに限る。）
  - (a) 市が条例で定める寄附金
    - ・兵庫県公立大学法人
    - ・独立行政法人国立病院機構姫路医療センター
    - ・市内に事務所又は事業所を有する学校法人（所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に限ります。）
    - ・市内に主たる事務所又は事業所を有する認定NPO法人
  - (b) 県が条例で定める寄附金
    - ・県内に主たる事務所又は事業所を有する認定NPO法人等

詳しくは、兵庫県のホームページをご覧ください。

対象となる寄附金	①	② ③ ※1
寄附金額の上限	総所得金額等の30%	
基本控除額	市民税：(寄附金額-2,000円)×6% 県民税：(寄附金額-2,000円)×4%	
特例控除額 (所得割額の2割が上限)	(寄附金額-2,000円)×{90%-(0~45%)×1.021} 0~45%：寄附者に適用される所得税の限界税率※2	なし

※1 ③については、(a)は市民税のみ、(b)は県民税のみが税額控除の対象となります。

※2 所得税の限界税率を求める際に用いる課税総所得金額は、個人住民税の課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額のことで、それ以外の控除額の差額（生命保険料控除の差額など）は考慮されないため、所得税が課税される金額とは異なる場合があります。

## ふるさと納税

総務大臣が指定した自治体に寄附をした場合、個人住民税の特例控除を受けることができます。  
※ふるさと納税の対象となる自治体については、総務省のホームページをご覧ください。

## ワンストップ特例制度

（平成27年4月1日以降の寄附から適用）

確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、その納税先が5団体以下の自治体であれば、寄附先の自治体に特例の申請書を提出することにより、確定申告等をしなくても、その寄附金控除を受けられるという特例制度です。所得税の軽減相当額が、翌年度の個人市民税・県民税からまとめて控除されます。

※別途確定申告等をされる場合は、従来どおり確定申告等で寄附金税額控除の申告が必要です。

※寄附をした翌年1月1日の住所が、特例の申請書に記載した住所の市町村と異なる場合は、特例制度の適用は受けられません。申請書の内容に変更があった場合は、寄附した翌年の1月10日までに変更届出書を寄附先に提出する必要があります。

## 課税の特例

退職所得、山林所得、土地・建物・株式等の譲渡所得などについては、他の所得とは分離して、それぞれの所得ごとに特別な所得割額の計算を行います。

## I 退職所得の課税の特例

退職所得にかかる市民税は、所得税と同様に退職金などの支払を受けるときに、次のような計算方法による所得割額が引き去られます。

- 令和4年1月1日以後に支払いを受ける退職所得（勤続年数5年超または5年以下の役員以外の人で退職金から退職所得控除額を控除した金額が300万円以下の場合）  
(退職金-退職所得控除額)× $\frac{1}{2}$ ×税率
- 令和4年1月1日以後に支払いを受ける退職所得（勤続年数5年以下の法人役員等の場合）  
(退職金-退職所得控除額)×税率
- 令和4年1月1日以後に支払いを受ける退職所得（勤続年数5年以下の役員等以外の人で退職金から退職所得控除額を控除した金額が300万円を超える場合）  
{150万円+(退職金-300万円)-退職所得控除額}×税率

## 退職所得控除額

勤続年数 (1年未満の端数は切上げます)	退職所得控除額	
20年以下のとき	40万円×勤続年数	最低80万円
20年を超えるとき	800万円+70万円×(勤続年数-20年)	

○障害者になったことに直接起因して退職になった場合は100万円が加算されます。

## 計算例 ◎Cさんの場合

令和4年1月1日以後に退職  
勤続年数35年2ヵ月→36年  
退職金2,000万円

- ① 退職所得控除額  
800万円+70万円×(36年-20年)=1,920万円
- ② 退職所得  
(2,000万円-1,920万円)× $\frac{1}{2}$ =40万円
- ③ 所得割額  
i 市民税 40万円×0.06(税率)=24,000円  
ii 県民税 40万円×0.04(税率)=16,000円
- ④ 退職金から引き去られる住民税  
24,000円+16,000円=40,000円



このような場合どうなりますか…?

Q & A

## 退職後の市民税は？

**Q** 私は、昨年10月に退職して今は無職ですが、今年の6月に市民税・県民税の納税通知書が送られてきました。退職の時に退職金から市民税・県民税を引き去られましたので、これはまちがいでないでしょうか。

**A** 退職所得に対する市民税・県民税は、退職手当が支払われる際に引き去られ、会社を通じて市に納入されますが、あなたが勤務していた時の退職所得以外の所得（一般の給与所得など）に対する市民税・県民税は、その翌年に納めていただくことになっています。このため納税通知書が送られてきたものと思われる。なお、退職した日から3ヵ月以上経過して引き続き現在も無職であり、前年の合計所得金額が一定額以下で納付が困難なときには、市民税・県民税の減免を受けることができる場合がありますのでお申し出ください。

## II 土地・建物等に係る譲渡所得の課税の特例

個人が土地や建物を売ったときは、給与所得や事業所得など他の所得から分離して計算を行います。売った土地や建物をいつから保有していたかで課税のしくみが異なります。

### 特別控除額

特例が適用される譲渡の種類	特別控除額
① 取用対象事業のために、土地・建物などを譲渡した場合	5,000万円
② 自分の住んでいる家屋、又はその家屋とともにその敷地を譲渡した場合	3,000万円
③ 相続、又は遺贈による被相続人居住用家屋及び敷地等を取得した個人が、平成28年4月1日から令和5年12月31日までの間に対象譲渡をした場合	3,000万円
④ 国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構が行う特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合	2,000万円
⑤ 地方公共団体などの行う特定住宅地造成事業等のために、土地等を譲渡した場合	1,500万円
⑥ 平成21年及び平成22年に取得した土地等を、平成27年1月1日以降に譲渡した場合	1,000万円
⑦ 農地保有合理化等のために農地を譲渡した場合	800万円
⑧ 令和2年7月1日から令和7年12月31日までの間に低未利用土地等を譲渡した場合	100万円

### 1 長期譲渡所得の課税の特例

長期譲渡所得とは、土地・建物などを譲渡して得た所得のうち、譲渡した年の1月1日において所有期間が5年を超えるものに係るものをいい、次の計算の方法により所得割額を算出します。

$$\frac{\text{長期譲渡所得の収入金額} - \text{必要経費} - \text{特別控除額}}{\text{収入金額}} \times \text{税率}$$

これを課税長期譲渡所得金額(A)といいます。

税額の計算式

#### (1) 一般分の譲渡の場合

課税長期譲渡所得金額(A)	市民税	県民税
一律	(A) × 3%	(A) × 2%

#### (2) 優良住宅地等のための譲渡の場合

課税長期譲渡所得金額(A)	市民税	県民税
2,000万円以下の部分	(A) × 2.4%	(A) × 1.6%
2,000万円超の部分	(A) × 3%	(A) × 2%

※特別控除との併用はできません。

#### (3) 長期居住用財産を譲渡した場合

(譲渡した年の1月1日において所有期間が10年を超える家とその敷地の譲渡)

課税長期譲渡所得金額(A)	市民税	県民税
6,000万円以下の部分	(A) × 2.4%	(A) × 1.6%
6,000万円超の部分	(A) × 3%	(A) × 2%

### 2 短期譲渡所得の課税の特例

短期譲渡所得とは、土地・建物などを譲渡して得た所得のうち、譲渡した年の1月1日において所有期間が5年以下のものに係るものをいい、次の計算の方法により所得割額を算出します。

$$\frac{\text{短期譲渡所得の収入金額} - \text{必要経費} - \text{特別控除額}}{\text{収入金額}} \times \text{税率}$$

これを課税短期譲渡所得金額(B)といいます。

税額の計算式

#### (1) 一般分の譲渡の場合

課税短期譲渡所得金額(B)	市民税	県民税
一律	(B) × 5.4%	(B) × 3.6%

#### (2) 国または地方公共団体に対する譲渡の場合

課税短期譲渡所得金額(B)	市民税	県民税
一律	(B) × 3%	(B) × 2%

## III 株式等に係る譲渡所得等の課税の特例

### 1 有価証券の譲渡による所得の課税の特例

#### (1) 一般株式等

税額の計算式	
申告分離課税	株式等に係る課税譲渡所得金額 × $\left\{ \begin{array}{l} \text{市} \quad 3\% \\ \text{県} \quad 2\% \end{array} \right.$

#### (2) 上場株式等

税額の計算式			
特定口座	源泉徴収口座 (確定申告不要)	確定申告しない	株式等に係る課税譲渡所得金額 × $\left\{ \begin{array}{l} \text{市} \quad 3\% \\ \text{県} \quad 2\% \end{array} \right.$ (※特別徴収、合計所得に不算入)
		確定申告する	株式等に係る課税譲渡所得金額 × $\left\{ \begin{array}{l} \text{市} \quad 3\% \\ \text{県} \quad 2\% \end{array} \right.$ (※申告分離、合計所得に算入)
	簡易申告口座 (申告分離課税)		株式等に係る課税譲渡所得金額 × $\left\{ \begin{array}{l} \text{市} \quad 3\% \\ \text{県} \quad 2\% \end{array} \right.$
	特定口座以外 (申告分離課税)		株式等に係る課税譲渡所得金額 × $\left\{ \begin{array}{l} \text{市} \quad 3\% \\ \text{県} \quad 2\% \end{array} \right.$

※ 源泉徴収口座内の上場株式等を譲渡した利益については、住民税5%(市3%・県2%)が特別徴収(引き去り)されます。上場株式等の譲渡所得を申告した場合、住民税譲渡所得割額から、上場株式等を譲渡して得た利益より差し引かれた住民税額(譲渡所得割)が控除されます(譲渡所得割控除)。

※ 上場株式等を売却した場合の譲渡損失は、申告することにより翌年以降3年間にわたり株式等に係る譲渡所得等の金額から繰越控除できます。

※ 平成21年以後の各年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額又はその前年以前3年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、申告分離課税を選択することにより、これらの損失の金額を上場株式等に係る配当所得の金額から控除することができます。

※ 平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座内における上場株式等の譲渡損失があるときは、その配当等の額の総額からその上場株式等の譲渡損失の金額を相殺した残額に対して課税されます。この場合において、上場株式等の配当等に係る申告不要の特例は適用されません。

※ 所得税等の確定申告で上場株式等の配当所得等を申告(総合課税・分離課税)された場合、市県民税も同様の課税方法が適用され、扶養控除や配偶者控除の適用を判定する合計所得金額や、非課税判定や国民健康保険料算定等の算定基礎となる総所得金額等に含まれます。ただし令和5年度(令和4年分)までは、当該確定申告で住民税について当該所得の全部の申告不要を選択するか市県民税の納税通知書が送達される日までに、確定申告書とは別に、市民税・県民税申告書を提出することにより、所得税等と異なる課税方法を選択することができます。令和6年度(令和5年分)からは、所得税と市民税・県民税の課税方式を一致させることとなり、異なる課税方式を選択することはできなくなります。

## 2 先物取引に係る雑所得等の課税の特例

税 額 の 計 算 式	
申告分離課税	先物取引に係る課税雑所得等 × $\begin{cases} \text{市} & 3\% \\ \text{県} & 2\% \end{cases}$

### 申告と納税

#### 申告

賦課期日(1月1日)に市内に住んでいる人は、毎年3月15日までに前年の収入を市役所に申告しなければなりません。ただし、次の人は必要ありません。

- ① 税務署に所得税の確定申告書を提出された人
- ② 前年中の所得が給与所得のみで、勤務先から姫路市へ給与支払報告書の提出がある人
- ③ 前年中の合計所得金額が、住民税(市民税・県民税)の均等割が課されない基準以下の人(均等割が課されない基準については9ページを参照)

#### 納税

市民税は、県民税と併せて納税することとされていますが、普通徴収と給与からの特別徴収、年金からの特別徴収の3つの方法があります。

#### ① 普通徴収

事業所得者などの市民税は、前述の申告に基づき計算された税額を、市役所からの納税通知書によって各納税者が**6月、8月、10月、翌年の1月の4回**の納期に分けて納めます。

#### ② 給与からの特別徴収

給与所得者の市民税は、前述の勤務先からの給与支払報告書に基づき計算された税額が勤務先を通して各納税者に通知され、勤務先(この場合特別徴収義務者といいます。)では**6月から翌年の5月まで年12回**に分けて毎月給与支払いの際に引き去り納税者にかわって納めます。

この場合、納税者が退職などにより給与の支払いを受けなくなったときは、次の場合を除き、その翌月以降の残りの税額を普通徴収の方法によって納税します。

- a. 退職金・給与などから一括して引き去ることを納税者が申し出た場合
- b. 新しい勤務先ができて、そこで引き続き特別徴収されることを申し出た場合

※1月以降4月までに退職などの事情により給与の支払いを受けなくなったときは、納税者の申し出がなくても退職金・給与などから一括して徴収されます。(一括徴収できない場合は普通徴収となります。)

## ③ 年金からの特別徴収

### (1) 特別徴収の対象になる方

その年度の4月1日現在に65歳以上で老齢年金等の年額が18万円以上の方について、年金等から市県民税が特別徴収(引き去り)されます。

方法	対象者	納め方
特別徴収	老齢(退職)年金等の年額が18万円以上の方	年金の定期払い(年6回)の際に、市県民税があらかじめ引き去られます。
普通徴収	老齢(退職)年金等の年額が18万円未満の方	市県民税は、市区町村より送付されてくる納付書により個別に納めます。

- ※ 年金額が18万円以上の方でも、次のような場合は普通徴収になります。
  - ・4月1日時点で年金を受けていなかったとき
  - ・お亡くなりになったとき
  - ・引き去られる税額が、年金給付額の年額を超えるとき など
- ※ 現在口座振替をされている方も、条件に当てはまる場合は、自動的に年金から引き去る方法に切り替わります。

### (2) 特別徴収となる税額について

公的年金等の所得にかかる市県民税です。(公的年金等以外の所得にかかる市県民税は、年金から特別徴収されません。)

### (3) 特別徴収の方法

#### (特別徴収を開始する年度)

	普通徴収		特別徴収		
	6月	8月	10月	12月	2月
税額	年税額の4分の1	年税額の4分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1

年度前半で、年税額の4分の1ずつを6・8月に普通徴収で納めます。  
年度後半で、年税額から普通徴収の額を差し引いた額が、10・12・2月に引き去られます。

#### (前年度から継続して特別徴収する年度)

仮徴収と本徴収に区分されます。

	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	前年度の住民税のうち公的年金等の所得に係る所得割と均等割の合算額の2分の1の額の3分の1	同左	同左	年税額から仮徴収税額を差し引いた額の3分の1	同左	同左

年度途中で転出された場合でも一定の要件の下、特別徴収は継続されます。



このような場合どうなりますか…？

Q &amp; A

## 市民税の申告は？

**Q** 私は年金生活者です。私の年金収入は年間で260万円あり、その他の所得はありません。これまで所得税の確定申告を毎年してきましたが、平成23年分の所得からは申告不要になったと耳にしたので、確定申告をしていません。市・県民税の申告も不要でしょうか。

**A** 公的年金の収入が年間400万円以下で、その他の所得が20万円以下の方は、平成23年分からの確定申告の義務がなくなりました。ただし、所得税の還付を受ける際には確定申告をする必要があります。確定申告をされた方は、市・県民税の申告は必要ありません。

なお、確定申告が不要な方でも、年末に年金支払者から受け取られる「公的年金等の源泉徴収票」に記載のない控除（生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除、年金から引き去られていない社会保険料控除など）の適用を受ける際には、市・県民税の申告が必要です。また、公的年金以外の所得があれば、その金額が20万円以下であっても市・県民税の申告が必要な場合がありますのでご注意ください。

## 市民税の納税先は？

**Q** 私は、今年3月にA市から姫路市に転入しました。ところが、6月にA市から令和5年度の市民税・県民税の納税通知書が送られてきました。現在A市には住んでいませんが、それでもA市に市民税・県民税を納めるのでしょうか。

**A** 個人の市民税・県民税は、毎年1月1日現在に住んでいる市町村で課税されることになっています。したがって、あなたの場合は、令和5年1月1日現在A市に住んでいましたので、その後姫路市に転入されたとしても、令和5年度の市民税・県民税はA市に納めていただくことになります。

## 障害者控除は受けられる!?

**Q** 私の父は、日常生活において介護が必要な状況です。障害者手帳は持っていませんが、父について障害者控除は受けられますか。

**A** 障害者控除を受けられるケースとしては障害者手帳を交付されている場合が一般的ですが、障害者手帳の交付を受けていない場合でも、常に就床を要し複雑な介護が必要な人や精神又は身体に障害のある65歳以上の人で障害の程度が障害者に準ずる者として市町村長により「障害者控除対象者」の認定を受けている場合には障害者控除が受けられます。姫路市での障害者控除対象者認定の窓口は介護保険課 認定担当（☎221-2447）になっていますので一度お問い合わせください。

## 給与所得者(会社員など)と納税

給与所得者（会社員など）は、給料をもらったとき、既に税金が引き去られています。これは、所得税（国税）と個人住民税（市民税・県民税）です。

## 1 所得税（国税）

給料やボーナスをもらったとき、その所得税は引き去られています。そして12月に年末調整によって1年間の所得税が精算されます。

給与所得者（会社員など）が納める所得税は、このように、源泉徴収制度をとっています。

## 給与所得者(会社員など)でも確定申告をしなければならない場合

普通、給与所得者（会社員など）の所得税は年末調整で精算されますが、次のような人は確定申告をしなければならないことになっています。

- ① 給与の年収が2,000万円を超える人
- ② 給与を2ヵ所以上から受けている場合で、年末調整された主たる給与以外の従たる給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の「所得の合計額」との合計額が20万円を超える人

## 確定申告をすれば所得税が還付される場合

所得税にはいろいろな控除がありますが、なかには年末調整では控除できないものもあります。次のような場合には、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。（詳しくは姫路税務署へお問い合わせください。）



## 2 住民税（市民税・県民税）

給与所得者（会社員など）の場合、市民税・県民税も所得税と同じように給料から引き去られていますが、そのしくみはずいぶん違ってきます。

住民税の場合は、前年（1月～12月）に支払いを受けた給与をもとにして計算した税額が本年の6月から来年の5月までの12回に分けて毎月の給料から引き去られ（これを「特別徴収」といいます。）、会社が従業員分を一括して市役所に納めます。

これに対し所得税の場合は、支払いを受ける時の給与の額に応じて計算された税額が給料から引き去られ（これを「源泉徴収」といいます。）、会社が一括して税務署に納めます。

住民税と所得税の主な相違点

	住民税(令和5年度)	所得税(令和4年分)
課税される所得	令和4年分の所得	
均等割	あり (市民税3,500円、県民税2,300円)	なし (令和4年度)
税率	市民税 一律6% 県民税 一律4%	7段階の累進(5%~45%)
所得控除	生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、寡婦・ひとり親控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除の控除額が異なります。 ※寄附金控除は所得税のみの制度です。	
税額控除	配当控除	控除率が異なります。
	住宅借入金等特別税額控除	所得税の控除ですが、住民税においても適用される場合があります。 詳しくは16ページを参照してください。
	寄附金税額控除	住民税には寄附金税額控除の制度があります。 所得税にも寄附金特別控除(税額控除)の制度がありますが、対象となる寄附金や控除方法が住民税とは異なります。
給与所得者(会社員など)の徴収方法	前年の所得に基づき、毎年6月~翌年5月までの毎月の給料から引き去り(特別徴収)。 [年末調整はありません]	毎年1月~12月の毎月の給料と賞与から引き去り(源泉徴収)。 [年末調整があります]

☆所得控除の比較

	所得控除の種類	住民税(令和5年度)	所得税(令和4年分)
1	雑損控除	住民税、所得税とも同額	
2	医療費控除		
3	社会保険料控除		
4	小規模企業共済等掛金控除		
5	生命保険料控除(限度額)	7万円	12万円
6	地震保険料控除(限度額)	2万5千円	5万円
7	寄附金控除	なし (寄附金税額控除の制度あり)	所定の計算によった額

※扶養控除等については、13ページを参照

住民税の計算をしてみましょう!

◎Aさん(44歳)の場合(電器店個人経営)

- ㉞売上7,500万円(青色申告)
  - 青色申告特別控除額 55万円
- 家族構成
  - ①配偶者40歳(所得0円)
    - 支払った社会保険料 78万円
  - ②子供3人(18歳、16歳、14歳)
    - 支払った一般生命保険料(旧契約) 12万円
    - 支払った個人年金保険料(旧契約) 12万円
- ㉟必要経費(仕入等) 6,900万円

① 事業所得の計算

$$\text{㉞} 7,500\text{万円} - \text{㉟} 6,900\text{万円} - \text{㊱} 55\text{万円} = 545\text{万円}$$

② 所得控除額の計算

$$\text{㊲} 78\text{万円} + \text{㊳} 7\text{万円(限度額)} + \text{㊴} 33\text{万円} + \text{㊵} 33\text{万円} \times 2 \text{ (14歳の子は扶養控除の対象外)} + 43\text{万円(基礎控除額)} = 227\text{万円}$$

③ 課税所得金額の計算

$$\text{①} 545\text{万円} - \text{②} 227\text{万円} = 318\text{万円} \text{ (千円未満の端数があるときは、これを切捨て)}$$

④ 所得割額の計算

- (a) 調整控除前の所得割額
  - i 市民税  $3,180,000\text{円} \times 0.06$  (税率) = 190,800円
  - ii 県民税  $3,180,000\text{円} \times 0.04$  (税率) = 127,200円
- (b) 調整控除額の算出
 
$$200,000\text{円} - (3,180,000\text{円} - 2,000,000\text{円}) < 0$$
  - i 市民税  $50,000\text{円} \times 0.03 = 1,500\text{円}$
  - ii 県民税  $50,000\text{円} \times 0.02 = 1,000\text{円}$
- (c) 調整控除後の所得割額
  - i 市民税  $190,800\text{円} - 1,500\text{円} = 189,300\text{円}$
  - ii 県民税  $127,200\text{円} - 1,000\text{円} = 126,200\text{円}$

⑤ 年税額の計算

区分	均等割額(A)	所得割額(B)	年税額(A+B) {百円未満の端数切捨て}
市民税	3,500円	189,300円	192,800円
県民税	2,300円	126,200円	128,500円
計	5,800円	315,500円	321,300円



# 法人市民税

## 納税義務者

市内に事務所や事業所などのある法人は、個人の市民税と同様に均等割と法人の利益に応じて算定された法人税額を基礎とした法人税割とがあります。

納税義務のある法人	区 分	
	均等割	法人税割
市内に事務所や事業所などがある法人	かかる	かかる
市内に寮や保養所などのみがある法人	かかる	かからない
公益法人などで収益事業を行わないもの	かかる	かからない

## 均等割の税率

$$\text{均等割の額} = \frac{\text{事務所・事業所を有していた月数}}{12} \times \text{税率}$$

資本金等の額※	市内の従業者数	税率(年額)
下記に掲げる法人以外		60,000円
1千万円以下の法人	50人超	144,000円
	50人以下	156,000円
1千万円を超え1億円以下である法人	50人超	180,000円
	50人以下	192,000円
1億円を超え10億円以下である法人	50人超	480,000円
	50人以下	492,000円
10億円を超え50億円以下である法人	50人超	2,100,000円
	50人以下	492,000円
50億円を超える法人	50人超	3,600,000円
	50人以下	492,000円

※「資本金等の額」と「資本金に資本準備金を加えた額」のいずれか大きい額となります。資本金等の額とは、法人税法上の資本金等の額から無償減資・資本準備金の取り崩し額(欠損てん補等)を控除して無償増資の額を加算した額です。

## 法人税割の税率

$$\text{法人税割額} = \text{課税標準となる法人税額} \times \text{税率} \frac{8.4}{100} \text{※1} \left( \frac{12.1}{100} \right) \text{※2}$$

ただし、資本金の額又は出資金の額が1億円以下かつ法人税割の課税標準となる法人税額が年600万円以下である法人は、当該事業年度分の税率を $\frac{6}{100} \text{※1} \left( \frac{9.7}{100} \right) \text{※2}$ とします。

※1 令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用

※2 ( )は平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度に係る税率について適用。平成26年9月30日以前に開始する事業年度に係る税率についてはお問い合わせください。

## 申告と納税

法人市民税は、事業年度が終了した後一定期間内に、その納付すべき税額を算出して申告し、その申告した税金を納めることになっています。(これを申告納付といいます。)

区 分	申告期限及び納付税額
中間申告 (予定申告)	申告期限…事業年度開始の日以後6ヵ月を経過した日から2ヵ月以内 納付税額…次の①又は②の額 ①均等割額と前事業年度の法人税割額の $\frac{6}{12}$ ※の合計額 (予定申告) ②均等割額とその事業年度開始の日以後6ヵ月の期間を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額との合計額 (中間申告)
確定申告	申告期限…事業年度終了の日から原則として2ヵ月以内 納付税額…均等割額と法人税割額の合計額 ただし、中間申告(予定申告)を行った税額がある場合には、その税額を差し引きます。

※ 前事業年度月数が12ヵ月に満たない場合は $\frac{6}{\text{前事業年度月数}}$ とする。

## 【大法人の申請書の提出について】

令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、eLTAXによる電子申告が義務化されました。

### 確定申告書提出期限の延長

税務署長の承認を得て、法人税の確定申告書提出期限の延長の特例の適用を受けた場合は、法人市民税についてもその期間だけ、延長されます。ただし、市にも別途延長に関する異動届の提出が必要となります。



## (2) 固定資産税

固定資産税は、**土地・家屋・償却資産**(これらを総称して固定資産といいます。)を持っている人が、これらの固定資産の価格に応じて負担していただく税金です。

### 納税義務者

毎年1月1日(賦課期日といいます。)現在で、市内に固定資産を所有している人

#### ■所有者とは

- 1 土地：登記簿又は土地補充課税台帳
- 2 家屋：登記簿又は家屋補充課税台帳
- 3 償却資産：償却資産課税台帳

にそれぞれ所有者として登記又は登録されている人をいいます。

#### 所有者が死亡した場合

所有者が死亡し、賦課期日(1月1日)までに相続登記(登録)が完了されないときは、相続人が納税義務者となります。

この場合、相続人の中から納税される方を決めていただき、資産税課へ届け出てください。

### 固定資産の価格

固定資産の価格とは、適正な時価とされています。この価格は、土地・家屋については総務大臣が定める固定資産評価基準にもとづき3年ごとに評価したもので、市役所の固定資産課税台帳に登録されたものです。この価格は原則として3年間据え置くことになっています。

この評価替えの年度を「基準年度」といいます。現在の価格は、令和3年度に評価替えされたものです。ただし、令和3年度以降も地価が下落する宅地等の土地については、令和4年度、令和5年度において、価格を修正する特例措置を講じることとします。

### 評価の区分

- ① 土地 宅地の価格は、地価公示価格・地価調査価格・鑑定評価額を基に設定します。また、そのほかの土地については、売買実例価額や付近の土地の評価額を基に設定します。
- ② 家屋 家屋ごとについて再びその家屋と同一のものを建てた場合における費用を基礎として評価します。
- ③ 償却資産 取得価額を基礎としてその耐用年数と取得後の経過年数に応ずる減価を計算して評価します。

### 税額の計算

$$\text{課税標準額} \times \text{税率} \left( \frac{1.4}{100} \right)$$

### 免税点

市内に同一の方が持っているそれぞれの資産ごとの課税標準額の合計額が、次の場合には、固定資産税はかかりません。

土地	30万円未満
家屋	20万円未満
償却資産	150万円未満



## 課税の特例

### I 土地に対する課税の特例

- **課税標準額**…原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。なお住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や土地についての負担調整措置が適用される場合には、この課税標準額は価格よりも低く算定されます。

#### (1) 住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地については、価格に次の特例率を乗じた額を課税標準とします。

- ・小規模住宅用地…1/6
- ・小規模住宅用地以外の住宅用地…1/3

#### ■住宅用地とは

- ① 専用住宅(もっぱら人の居住の用に供する家屋)の敷地の用に供されている土地をいいます。
- ② 併用住宅(一部を人の居住の用に供する家屋で居住部分の割合が4分の1以上)の敷地の用に供されている土地で、その住宅の居住部分の割合に応じる一定割合の土地をいいます。

#### ■小規模住宅用地とは

- ① 住宅1戸につき200㎡以下の住宅用地をいい、200㎡を超える住宅用地についても200㎡までの部分を小規模住宅用地とします。
- ② 高層住宅のように住宅用地の上に多数の住居がある場合は、その住居の数に200㎡を乗じて得た面積が小規模住宅用地となります。

#### (2) 宅地の税負担の調整措置

負担水準が高い土地は税額が下がるか、据え置きになり、負担水準が低い土地は、段階的な税負担の増となります。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額} \times \text{住宅用地特例率} (1/3 \text{ 又は } 1/6)}$$

- ① 税負担が下がる場合  
商業地等の宅地で負担水準が70%を超える土地の固定資産税の課税標準額は、負担水準を70%とした場合の課税標準額まで引き下げます。
- ② 税負担が据え置きになる場合  
商業地等の宅地で負担水準が60%以上70%以下の土地は、前年度の課税標準額に据え置きます。
- ③ 税負担が上昇する場合  
①②以外の宅地については、固定資産税の課税標準額は、前年度課税標準額+新評価額(×住宅用地特例率(1/3又は1/6))の5%となります。ただし、商業地等の宅地で、上記で計算した当年度の課税標準額が評価額に対して60%を超える土地は60%とし、20%を下回る土地は20%とします。また、住宅用地の宅地で同様に計算した当年度の課税標準額が評価額に住宅用地特例率(1/3又は1/6)を掛けた額に対して100%を超える土地は100%とし、20%を下回る土地は20%とします。

## ・宅地の負担水準と課税標準額

商業地等の宅地		住宅用地の宅地	
負担水準	当年度の課税標準額	負担水準	当年度の課税標準額
70%～	当年度の評価額の70%に引き下げ	100%～	当年度の評価額に住宅用地の特例率(1/6又は1/3)を掛けた額(B)に引き下げ
60%～70%	前年度の課税標準額に据え置き	100%	$\begin{aligned} & \left[ \begin{array}{l} \text{(A)が(B)の100\%を超える場合は(B)の100\%} \\ \text{前年度の課税標準額} \\ + \\ \text{当年度の評価額に住宅用地の特例率(1/6} \\ \text{又は1/3)を掛けた額(B)の5\%} \\ \parallel \\ \text{当年度の課税標準額(A)} \end{array} \right] \end{aligned}$
60%	$\begin{array}{l} \text{(A)が評価額の60\%を超える場合は60\%} \\ \text{前年度の課税標準額} \\ + \\ \text{当年度の評価額の5\%} \\ \parallel \\ \text{当年度の課税標準額(A)} \end{array}$	20%	$\begin{array}{l} \text{(A)が(B)の20\%を下回る場合は(B)の20\%} \\ \text{前年度の課税標準額} \\ + \\ \text{当年度の評価額に住宅用地の特例率(1/6} \\ \text{又は1/3)を掛けた額(B)の5\%} \\ \parallel \\ \text{当年度の課税標準額(A)} \end{array}$
20%		～20%	
～20%	(A)が評価額の20%を下回る場合は20%	～20%	(A)が(B)の20%を下回る場合は(B)の20%

※負担水準はそれぞれの年度における状況で判定します。

## ・農地の場合

負担水準の区分に応じて負担調整率が定められており、なだらかに課税標準額が上昇します。  
 課税標準額は、①前年度の課税標準額×負担調整率、②当該年度の評価額(市街化区域農地については評価額の1/3の額)を比較して、いずれか低い方とします。  
 平成15年度から市街化区域農地については課税標準の特例が設けられたため、評価額の1/3の額を課税標準額の限度とします。

負担水準	一般農地及び市街化区域農地
100%～	100%まで引き下げ
90%～100%	負担調整率 1.025
80%～90%	負担調整率 1.05
70%～80%	負担調整率 1.075
～70%	負担調整率 1.10

※負担水準はそれぞれの年度における状況で判定します。

## II 家屋に対する課税の特例

### ・新築住宅に対する減額措置

新築の一般住宅やマンションなどの居住用家屋で、床面積が一定の要件に該当するものについては、固定資産税が減額されます。

床面積要件	新築後の減額期間	減額される税額の割合
50㎡(共同貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下	一般住宅……3年度分 3階建以上の中高層耐火住宅……5年度分	税額の1/2 (ただし、120㎡を超えるものについては、120㎡分に相当する税額の1/2)

※災害レッドゾーンの区域内で一定の住宅建築を行う者が、都市再生特別措置法に基づき、適正な立地を促すために市長が行った勧告に従わないで建築した一定の住宅は適用対象から除外されます。

### ・耐震改修を行った住宅に対する減額措置

昭和57年1月1日以前から所在する住宅について、平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間に、一定の耐震基準に適合させるよう改修工事を施し、一定の要件に該当するものについては、当該改修工事が完了した日から3月以内に申告された場合に限り、その住宅に係る固定資産税が下表のとおり減額されます。

耐震改修工事が完了した日	固定資産税の減額期間	減額される税額の割合
平成18年1月1日～令和6年3月31日	1年度分 ※1	税額の1/2 ※2 (ただし、120㎡を超えるものについては、120㎡分に相当する税額の1/2 ※2)

※1 通行障害既存耐震不適格建築物に該当する住宅は、耐震改修促進法の一部を改正する法律の施行日から令和6年3月31日までに改修工事が完了している場合に限り、工事が完了した年の翌年度から2年度分減額されます。

※2 長期優良住宅の認定を受けて改修された場合、税額の2/3

### ・バリアフリー改修を行った住宅に対する減額措置

新築された日から10年以上経過した住宅について、平成28年4月1日から令和6年3月31日までの間に、一定のバリアフリー基準に適合させるよう改修工事を施し、一定の要件に該当するものについては、当該改修工事が完了した日から3月以内に申告された場合に限り、1年度分、その住宅に係る固定資産税が減額されます(新築住宅や耐震改修住宅に対する減額措置を受けている住宅は対象になりません。ただし、省エネ改修住宅に対する減額措置とは重複して対象となる場合があります。)

バリアフリー改修工事が完了した日	固定資産税の減額期間	減額される税額の割合
平成28年4月1日～令和6年3月31日	1年度分	税額の1/3 (ただし、100㎡を超えるものについては、100㎡分に相当する税額の1/3)

### ・省エネ改修を行った住宅に対する減額措置

平成26年4月1日以前から所在する住宅について、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に、窓の断熱工事を含む一定の省エネ改修工事を施し、当該改修工事が完了した日から3月以内に申告された場合に限り、1年度分、その住宅に係る固定資産税が減額されます(新築住宅や耐震改修住宅に対する減額措置を受けている住宅は対象となりません。ただし、バリアフリー改修住宅に対する減額措置とは重複して対象となる場合があります。)

省エネ改修工事が完了した日	固定資産税の減額期間	減額される税額の割合
令和4年1月1日～令和6年3月31日	1年度分	税額の1/3 ※ (ただし、120㎡を超えるものについては、120㎡分に相当する税額の1/3 ※)

※長期優良住宅の認定を受けて改修された場合、税額の2/3

### ・認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置

平成21年6月4日から令和6年3月31日までの間に、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づき、市の認定(着工前に認定の申請をする必要あり)を受けて新築された認定長期優良住宅で、床面積が一定の要件に該当するものについては、新築した年の翌年の1月31日までに申告された場合に限り、固定資産税が減額されます。

新築年月日	床面積要件	新築後の減額期間	減額される税額の割合
平成21年6月4日～令和6年3月31日	50㎡(共同貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下	一般住宅……5年度分 3階建以上の中高層耐火住宅……7年度分	税額の1/2 (ただし、120㎡を超えるものについては、120㎡分に相当する税額の1/2)

## 申告と納税

### 償却資産の申告

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の資産の状況などについて、申告しなければなりません。(地方税法第383条)

申告期限1月31日(土、日曜日の場合は、翌月曜日)

### 家屋の新築・取りこわしなどの場合

土地の地目変更・家屋の新築・増改築及び取りこわしなどをされたときは、1ヶ月以内に登記しなければならぬことになっています。

家屋を取りこわされたときは、資産税課家屋担当までご連絡ください。

### 非課税等の適用を受けようとする場合

固定資産税の非課税の適用、又は評価、課税上の軽減を受けようとする場合には、次のように納税者本人の申請が必要なものがあります。

非課税申請(地方税法第348条第2項の各号(宗教用施設、公共の用に供する私道、教育用施設、福祉施設等))・住宅用地の申告・都市計画施設等区域内の土地補正適用申出など

## 納税

固定資産税は、課税台帳に登録された価格により計算された税額を市役所からの納税通知書によって、各納税者が、5月、7月、9月及び12月の4回に分けて納めていただきます。

### 固定資産の価格に関する審査の申出

市内で課税されている土地・家屋の価格を原則として毎年4月1日から5月31日(土曜・日曜・祝日は除く)までの間、資産税課の窓口で納税者本人または本人の委任を受けた代理人にお見せしています。これを縦覧帳簿の縦覧といいます。縦覧によって、

自分の固定資産の価格と他の固定資産の価格との比較ができます。もし、この価格に不服がある場合には、姫路市固定資産評価審査委員会に対して審査を申し出ることができます。ただし、基準年度以外は土地の地目変更、家屋の増改築などの特別の事情により評価額が変わった場合を除き、審査の申出をすることができません。



## このような場合どうなりますか…?

Q & A

### 土地・家屋の名義人が死亡した場合の固定資産税は?

**Q** 私の父は、令和4年6月に死亡しましたが、令和5年度分以降の父名義の固定資産にかかる税金は、どうなるのでしょうか。なお、相続人は、母と子供3人の計4人です。

**A** 土地・家屋の登記簿または課税台帳上の所有者が亡くなられた場合、相続登記(登録)の手続きをしていただくのですが、賦課期日(令和5年1月1日)においても、亡くなられたお父様が所有者として登記(登録)されている場合、固定資産税・都市計画税は、賦課期日において、現にその資産を所有されている人(相続人)に納めていただくことになります。したがって、相続登記(登録)がなされるまでは、相続人4人の共有財産ということになり、税金は4人で連帯して納めていただくことになります。この場合、相続人の中から納税される方を決めていただき、資産税課へ届け出てください。※未登記家屋で課税台帳に所有者として登録されている人が亡くなられた場合は、「未登記家屋名義変更に関する申請書」を資産税課へ提出してください。

### 固定資産税が急に高くなった!?

**Q** 私は、令和元年7月に住宅を新築し、令和2年度からこの家屋の固定資産税を納めていたところ、令和5年度分の税額が急に高くなりました。なぜでしょうか。

**A** 新築の住宅に対しては3年度間の固定資産税の減額制度が設けられており、新築された住宅が一定の要件に当てはまるときは、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年度間にかぎり、120㎡を限度として税額が2分の1に減額されます。したがって、あなたの場合は、令和2・令和3・令和4年度分については税額が減税されていたわけです。なお、3階建以上の中高層耐火住宅については、5年度間減額されます。また、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく認定長期優良住宅の場合の減額期間は、一般住宅が5年度間、中高層耐火住宅が7年度間となります。固定資産税と一緒に納めていただく都市計画税についてはこのような減額制度はありません。

**Q** 私は、令和4年10月に住宅を取り壊しましたが、令和5年度分の土地の税額が急に高くなりました。なぜでしょうか。

**A** 土地の上に住宅があったため、「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用され税額が軽減されていました。しかし、住宅を取り壊されたことによりこの特例の適用対象から外れたためです。

### 償却資産とは!?

**Q** 固定資産税における償却資産とは何ですか。

**A** 償却資産とは、土地・家屋以外の事業用資産で、その減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法上の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるものです。具体的には、商店や工場を営んでいる方や、不動産賃貸業を営んでいる方などがその事業で使用している資産のことをいいます。ただし、無形減価償却資産(ソフトウェアなど)や自動車税・軽自動車税の課税対象である車両などは申告の対象から除かれますので、ご注意ください。

### 土地・家屋の購入価格より評価額が高いのは?

**Q** 私は昨年に土地と家屋を購入したのですが、購入価格より固定資産の評価額が高いのは、なぜでしょうか。

**A** 土地・家屋の評価額は、総務大臣が定める固定資産評価基準に基づいて決定されるものであり、売主・買主双方の事情により成立した実際の売買価格から評価額を算出するものではありません。そのため、売買価格と固定資産税の評価額を単純に比較することはできません。

### 年の途中で土地や家屋の売買をした場合の固定資産税は?

**Q** 私は令和5年3月に土地と家屋を売却しました。すでに自分が所有していないのに固定資産税の納税通知書が届きました。間違っていないですか。

**A** 固定資産税は、毎年1月1日に(賦課期日)現在に固定資産を所有している方に対して、課税することとなっています。そのため、年の途中で土地や家屋を売却した場合でも、その年の1月1日現在の所有者の方に1年分の固定資産税をお願いすることとなります。また、売主・買主の間で固定資産税の月割精算などをされる場合は、当事者間での話し合いで決めていただくことになります。

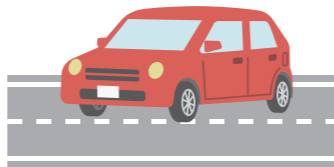
### (3) 軽自動車税

軽自動車税は、原動機付自転車(特定小型原動機付自転車を含む)、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車(これらを軽自動車等といいます。)の所有に対してかかる「種別割」と、軽自動車を取得した際に環境性能に応じてかかる「環境性能割」をあわせたものになります。

#### 1 種別割

##### 納税義務者

毎年4月1日(賦課期日)現在、軽自動車等を所有している人



##### 税率

原動機付自転車・2輪の軽自動車・2輪の小型自動車・小型特殊自動車

車種区分		標準税率
原動機付自転車	総排気量が50cc以下(または定格出力が600w以下)のもの(ミニカーを除く)	2,000円
	2輪で総排気量が50ccを超え90cc以下(または定格出力が600wを超え800w以下)のもの	2,000円
	2輪で総排気量が90ccを超え125cc以下(または定格出力が800wを超え1000w以下)のもの	2,400円
	ミニカー	3,700円
特定小型原動機付自転車	最高速度20km/時以下、定格出力0.6kw以下、長さ1.9m以下、幅0.6m以下のもの(特定小型原動機付自転車)	2,000円
2輪の軽自動車	2輪で総排気量が125ccを超え250cc以下のもの	3,600円
2輪の小型自動車	総排気量が250ccを超えるもの	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用(コンバインや田植機などで乗用装置のあるもの)	2,400円
	その他のもの(フォークリフト、ショベルローダーなど)	5,900円

※ミニカーとは、3輪以上で総排気量が20ccを超え50cc以下のもののうち、車室を備え、又は輪距が50cmを超えるものをいいます(屋根付三輪を除きます。)

#### 3輪および4輪以上の軽自動車

車種区分	標準税率		重課税率		旧税率	
	最初の新規検査が平成27年4月1日以降の車両	最初の新規検査から13年を経過した車両	最初の新規検査から13年を経過した車両	最初の新規検査から13年を経過した車両	最初の新規検査が平成27年3月31日以前で、最初の新規検査から13年を経過していない車両	最初の新規検査が平成27年3月31日以前で、最初の新規検査から13年を経過していない車両
軽自動車	4輪以上のもの(総排気量が660cc以下のもの)	乗用 自家用	10,800円	12,900円	7,200円	7,200円
		乗用 営業用	6,900円	8,200円	5,500円	5,500円
	貨物用	自家用	5,000円	6,000円	4,000円	4,000円
		営業用	3,800円	4,500円	3,000円	3,000円
3輪で総排気量が660cc以下のもの		3,900円	4,600円	3,100円	3,100円	

※電気自動車等については、重課税率の対象外です。  
 ※一定の環境性能を有する軽四輪等については、燃費性能及び排出ガス性能に応じて、取得の翌年度に限りグリーン化特例(軽課税率)が適用されています。なお、グリーン化特例の具体的な適用率は、環境性能に応じて25%~75%軽減です。

#### 2 環境性能割

環境性能割は、令和元年10月1日以後の軽自動車の取得に対して適用され、新車・中古車を問わず取得された車両(取得価格が50万円を超えるもの)に対して課税されます。なお、当分の間、都道府県が賦課徴収を行うため、詳細については姫路県税事務所(☎079-233-8260)にお問い合わせください。

### 3 申告と納税

#### 申告

軽自動車等を取得したり、所有者が転居した場合などは、その日から15日以内に、また軽自動車等を廃車・売却などした場合には30日以内に、次のところへ申告してください。なお、届出者については、本人確認書類(運転免許証等)の提示をお願いしています。

#### ① 原動機付自転車(125cc以下のバイクなど)及び小型特殊自動車の申告

申告事由	必要なもの				
	標識交付証明書(旧称:登録票)	標識	販売証明	譲渡証明	廃車済書
登録	新車を購入したとき		○		
	廃車済の車両を再登録するとき				○
名義変更	他市区町村の標識を本市の標識に変更するとき	○	○	△*	
	市内の人へ譲渡するとき(市内の人から譲り受けるとき)	○	△*	○	
廃車	車両を処分するとき	○	○*		
	市外へ転出するとき(*1) 市外の人へ譲渡するとき(*1) 標識を破損、紛失したとき 盗難にあったとき(*2)				
申告場所	姫路市役所税務部総合窓口(☎221-2256) 香寺事務所(☎232-0001) 安富事務所(☎0790-66-2300)		家島事務所(☎325-1002) 夢前事務所(☎336-0001)		

※1 転出先の市区町村で一括手続きできる場合がありますので、転出先の市区町村へお問い合わせください。  
 ※2 警察へ盗難届を提出してください。その際、届出年月日、届出警察署及び盗難届受理番号を控えてください。また、市役所にも忘れず廃車申告をしてください。

#### ② ①以外の車両は、下記にお問い合わせください。

車種	申告場所
被けん引自動車 3輪以上の軽自動車	軽自動車検査協会 兵庫事務所 姫路支所 姫路市飾磨区中島字福路町3313 ☎050-3816-1848
2輪の軽自動車 2輪の小型自動車	神戸運輸監理部 姫路自動車検査登録事務所 姫路市飾磨区中島字福路町3322 ☎050-5540-2067

#### 納税

市役所から送付する納税通知書によって、5月末日までに納めていただきます。なお、自動車税と異なり、軽自動車税(種別割)には月割課税制度はありません。したがって、4月2日以降に軽自動車等を所有した場合には、その年度分の税金はかかりません。また、4月2日以降に廃車又は名義変更の申告をした場合には、その年度分の税金は全額納めていただくことになります。



このような場合どうなりますか…？

Q&A

### 原付バイクを売り払った場合、税金はだれが？

**Q** 4月中旬ごろに50ccのバイクを友人に売りましたが、5月になって私あてに軽自動車税（種別割）の納税通知書が送られてきました。もうバイクを持っていないのに、私が税金を納めなければならないのでしょうか。

**A** 軽自動車税（種別割）は、4月1日（賦課期日）に軽自動車等を所有している人に課税されますので、今年度はあなたに課税され、来年度からあなたが売り渡した人に課税されることとなります。ただし、譲り渡したという申告が必要です。この申告がされていしないと、来年度以降も課税されますので、必ず申告してください。

### 原付バイクが盗難に遭った、廃棄処分した場合は？

**Q** 3月に原付バイクが盗まれました。警察には盗難届を出したのに5月初めに納税通知書が送られてきました。

**A** 警察への届出とは別に、市役所への廃車申告が必要です。被害届受理番号等を記入し、廃車申告すれば、警察への届出日に遡って廃車します。したがって今年度からは、この原付バイクには税金はかからなくなります。

**Q** 先日、不要になった原付バイクを回収業者に、ナンバープレートをつけたまま引き取ってもらいました。廃車申告はどうすればよいのでしょうか。

**A** 本来は、廃車申告にはナンバープレートと標識交付証明書（旧称：登録票）が必要ですが、問いのような場合には、回収業者に渡した旨を記入することで廃車申告することは可能です。早急に申告してください。ただし、受付は市役所税務部総合窓口または各地域事務所のみとなります。また、廃車申告の日付は申告受付日になります（遡ることはできません）。

### 令和5年度分以降の税制改正のあらまし

令和5年4月1日現在の法改正内容を基に掲載しています。

### 軽四輪車等に係る税率のグリーン化特例(軽課)について

令和3年4月1日～令和8年3月31日に最初の新規検査を受けた一定の環境性能を有する軽四輪車等に対し、燃費性能及び排出ガス性能に応じて、当該年度の翌年度分のみ税率が軽減されます。

車種区分			75%軽減	50%軽減	25%軽減
三輪			1,000円	2,000円	3,000円
四輪	乗用	自家用	2,700円	—	—
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用	自家用	1,300円	—	—
		営業用	1,000円	—	—

75%軽減 電気軽自動車・天然ガス軽自動車

50%軽減 営業用乗用：令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成

25%軽減 営業用乗用：令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成

※ 電気自動車等を除くガソリン車・ハイブリッド車・LPG車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★)又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。

※ 天然ガス軽自動車は、平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制10%以上低減達成車に限る。

## (4) 都市計画税

都市計画税は、住み良い街づくりのための都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用の一部を負担していただくための目的税で、市街化区域内の土地・家屋に対してかかる税金です。

### 納税義務者

市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者です。(固定資産税において免税点未満の人は都市計画税も課税されません。)



### 税額の計算

課税標準額 × 税率  $\frac{0.3}{100}$  (新築住宅に係る減額等はありません。)

☆課税標準額

固定資産税と同じ土地・家屋の評価額ですが、土地については、固定資産税と同じように、納税者の税負担の増加を極力抑えるため、次のような調整措置が講じられています。

(1) 住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地については、価格に次の特例率を乗じた額を課税標準とします。

- 小規模住宅用地…………… 1/3
- 小規模住宅用地以外の住宅用地…………… 2/3

(「住宅用地」及び「小規模住宅用地」の意味については30ページをご参照ください)

(2) 市街化区域農地に対する課税標準の特例

市街化区域農地については、価格に2/3を乗じた額を課税標準の限度とします。

(3) 固定資産税と同様の「負担水準」による税負担の調整措置

### 申告と納税

都市計画税は、市役所に申告する必要はありません。固定資産税と併せて納税額を通知いたしますので、納期限までに納めてください。

## (5) 市たばこ税

市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者及び卸売販売業者が市内の小売販売業者に売り渡した製造たばこに対してかかる税金です。

### 納税義務者

・製造たばこの製造者 ・特定販売業者（輸入業者） ・卸売販売業者

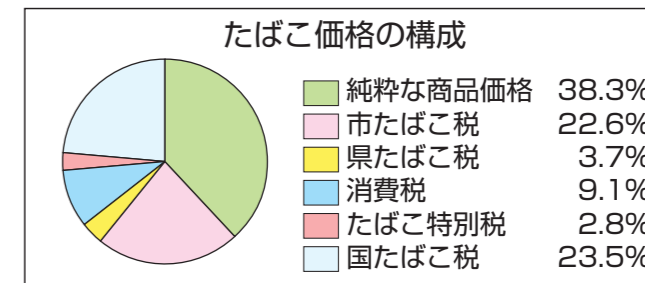
※たばこの小売価格のうちには、既に市たばこ税が含まれていますので、実際に税金を負担しているのは消費者自身です。

### 税額の計算

売り渡し本数 × 税率 (千本につき6,552円)

### 申告と納税

製造たばこの製造者等が、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間に売り渡したたばこに対して算出された税額を申告し、納めることになっています。



## (6) 入湯税

入湯税は、鉱泉浴場における入湯行為に対し、入湯客に課する税金で、鉱泉浴場の経営者などが入湯客から徴収した税額を、所在する市町村に納入する「特別徴収制度」を採っています。

また入湯税は目的税であり、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設の整備や観光の振興及び整備のための事業に用途が限られています。

### 納税義務者

鉱泉浴場の入湯客 ※鉱泉浴場とは、原則として温泉を利用する浴場をいいます。

### 課税免除

姫路市では、つぎの課税免除規定を設けています。

- 1 年齢12歳未満の者が入湯する場合
- 2 共同浴場や一般公衆浴場に入湯する場合
- 3 地域住民の福祉の向上を図るため、姫路市が専ら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設に入湯する場合
- 4 日帰りで入湯し、施設に支払う利用料金が3,000円未満の場合

### 税率

入湯客1人1日について150円

※一の入湯施設を単位とします。 ※1泊2日は、1日として取り扱います。

### 徴収方法

鉱泉浴場の経営者などが、入湯客から入浴料金に上乗せするかたちで徴収します。

※この場合、鉱泉浴場の経営者などを特別徴収義務者といいます。

### 申告と納入

特別徴収義務者が、前月分の入湯税額をまとめて毎月15日までに納入します。その際、入湯客数の明細なども併せて申告することになっています。

## (7) 事業所税

事業所税は、都市環境の整備、都市機能の回復に必要な財政需要を賄うための目的税で、一定規模以上の事務所・事業所に対して課税されます。

納税義務者	事務所又は事業所において事業を行う法人又は個人		
課税標準	資産割	法人	事業年度終了の日現在における市内の事業所の合計床面積
		個人	その年の12月31日現在における市内の事業所の合計床面積
	従業者割	法人	事業年度中に支払われた従業者給与総額
		個人	その年中に支払われた従業者給与総額
税率	資産割	1㎡につき600円	
	従業者割	従業者給与総額の $\frac{0.25}{100}$	
免税点	資産割	事業所床面積1,000㎡以下	
	従業者割	従業者数100人以下	
申告納付期限	法人	事業年度終了の日から2ヵ月以内	
	個人	翌年の3月15日まで	

※事業所用家屋を所有はしているものの、他者が事業の用に供している場合は、別途「貸付申告書」を提出していただきます。

※事業所税には、各種の非課税規定、課税標準の特例規定、減免規定があります。詳しくは、お問い合わせください。

## 5 納税

### (1) 市税の納期限

固定資産税・都市計画税と個人の市県民税（普通徴収）の納付書は、第1期の納期月に第2期分、第3期分、第4期分、全期分も併せてお届けしております。

各納期限までにそれぞれの納付書で納めてください。

納付のお手続きの際には、くれぐれもお間違えのないよう、「全期」か「各期別」かをご確認願います。 ※納期限が土曜日または休日にあたる場合は、休日の翌日となります。

種類	期別	納期限	
軽自動車税(種別割)	全期(1期のみ)	5月末日	
固定資産税 都市計画税	1期・全期	5月末日	
	2期	7月末日	
	3期	9月末日	
	4期	12月25日	
市県民税	普通徴収	1期・全期	6月末日
		2期	8月末日
		3期	10月末日
		4期	翌年1月末日
	特別徴収	毎月(6月～翌年5月)	翌月10日



納期限後に納付された場合は延滞金を納めていただくことになり、また、滞納したままですと、財産の差押えなど滞納処分を受けることになります。

延滞金の割合は地方税法及び市税条例で定められていますが、当分の間は特例措置が設けられており、平成26年1月1日以降は、

- ① 納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間…年「延滞金特例基準割合<sup>\*</sup>+1%」
- ② 納期限の翌日から1ヶ月を経過した日以降納付までの期間…年「延滞金特例基準割合+7.3%」  
となっております。

※延滞金特例基準割合とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

### (2) 市税の納付方法

市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）については、下記の納付方法をご利用いただけます。

どの納付方法についても、第1期分から第4期分までの全期分を一括で納付することが可能です。

※軽自動車税(種別割)は、全期(第1期のみ)となっております。

※「姫路市納税課」のホームページ又は下記のQRコードでもご確認いただけます。

#### 納付方法

- 取扱金融機関での納付 ((3)の納付場所をご覧ください)
- 口座振替による納付
- コンビニエンスストアでの納付
- コンビニバーコードによる納付 (モバイルレジ等)
- クレジットカードによる納付
- コンビニバーコードによる納付 (電子マネー)
- 「eL-QR」(QRコード)による納付

(令和5年7月現在は固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)のみ)



(市税の納付方法)

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

### (3) 市税の納付場所

1. 次の金融機関の本支店をご利用ください

※令和5年7月現在

銀行	三井住友、みずほ、三菱UFJ、りそな、但馬、山陰合同、中国、阿波、百十四、伊予、みなと、トマト
信用金庫	姫路、播州、兵庫、但馬、西兵庫、但陽
信用組合	近畿産業、兵庫県医療、兵庫県、淡陽、兵庫ひまわり
農業協同組合	兵庫西、兵庫県信用農業協同組合連合会
その他	近畿労働金庫、なぎさ信用漁業協同組合連合会

2. ゆうちょ銀行又は郵便局（近畿2府4県以外で納付される場合は、払込書が必要です。

お持ちでない方は、納税課（☎079-221-2291）までご請求ください。）

※「eL-QR」(QRコード) が印字されている納付書につきましては、全国の地方税統一QRコード対応金融機関、全国のゆうちょ銀行及び郵便局がご利用可能です。ご利用可能な金融機関の詳細は、eLTAXのホームページ「共通納税対応金融機関（<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/>）」をご確認ください。

## 納税カレンダー

	市 税	県 税	国 税
4 月			
5 月	固定資産税 } 都市計画税 } 軽自動車税 (種別割)	1 期 自動車税 (種別割)	
6 月	個人の市県民税	1 期	
7 月	固定資産税 } 都市計画税 }	2 期	所得税予定納税 1 期
8 月	個人の市県民税	2 期	個人の事業税 1 期
9 月	固定資産税 } 都市計画税 }	3 期	
10 月	個人の市県民税	3 期	
11 月		個人の事業税 2 期	所得税予定納税 2 期
12 月	固定資産税 } 都市計画税 } (12月25日)	4 期	
1 月	個人の市県民税	4 期	
2 月			
3 月	個人の事業所税 市県民税の申告 (3月15日)		贈与税 所得税確定申告 3 期 個人事業者の消費税の確定申告
毎 月	市県民税特別徴収 (6月～翌年5月) 市たばこ税 入湯税	県たばこ税 ゴルフ場利用税 軽油引取税	所得税(源泉徴収)
随 時	法人の市民税 法人の事業所税	法人の県民税 法人の事業税 不動産取得税 狩 猟 税	法人税 相続税 法人の消費税

※納期限が土曜日または休日にあたる場合は、休日の翌日とその期限になります。

### ●口座振替(自動払込)による納付

市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税(種別割)は、銀行、郵便局などの預金(貯金)口座から自動的に引き落としして納めることができます。

お忙しい方や不在がちの方には、特に便利です。一度手続をされますと、納税義務者等に変更がなければ翌年度以降も継続されます。

また、全期一括振替も可能です。お申込日の翌年度から振替になります。

#### 口座振替・自動払込の手続

お取引のある取扱金融機関又は郵便局へお申込みください。

お申込みには、①預金(貯金)通帳 ②通帳お届け印 ③納税通知書をご持参ください。

※ご家族名義の預金(貯金)口座から引き落とすことも可能ですが、この場合、贈与税の対象とみなされることがあります。

取扱金融機関等	①P41「(3)市税の納付場所」に記載の金融機関に加え、広島銀行の本店及び支店(国内すべての店舗) ※ただし、兵庫県信用農業協同組合連合会を除きます。 ②全国のゆうちょ銀行及び郵便局 ※①②ともに姫路市外の店舗(郵便局)で申し込みされる場合は、口座振替依頼書(ゆうちょ銀行、郵便局の場合は自動払込利用申込書)を姫路市納税課(☎079-221-2295)へ請求してください。
利用可能な預金(貯金)の種類	銀行等の場合：普通預金、当座預金、納税準備預金 ゆうちょ銀行、郵便局の場合：通常貯金
お申込み期限	振替(払込)を開始する納期月の前々月の末日までにお申込みください。 (取扱い開始時期は別途通知いたします。)
振替(払込)日	各期別の納期限の日
利用可能な税目	市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)

※口座の登録・変更には2ヶ月ほどかかります。変更の場合はそれまでの間、旧口座より引き落としされるので、不都合があれば納税課(☎079-221-2295)へご連絡ください。(時期により口座引き落としを停止処理できない場合があります。)

口座振替のお手続きや取り扱いについて、他にも様々な注意事項がありますので、詳しくは姫路市納税課のホームページ又は右記のQRコードからご確認ください。



(口座振替)



## このような場合どうなりますか…？



### 口座振替（自動払込）について

**Q** 申込用紙はどこにありますか。

**A** P42の取扱金融機関等の市内の店舗、姫路市役所本庁・駅前市役所・地域事務所・支所・出張所・サービスセンターに準備しております。市外で申し込まれる場合は郵送いたしますので納税課（☎079-221-2295）へご連絡ください。

**Q** 残高不足で振替（払込）不能となった場合はどうすればよいですか。

**A** 再度引き落としはできません。納期限後に納税課から口座振替（自動払込）不能通知書（納付書付）をお送りしますので、至急金融機関等で納付してください。金額によっては延滞金が発生する場合がありますので、残高には十分ご注意ください。

**Q** 納税義務者または口座名義人が亡くなった場合はどうすればよいですか。

**A** すぐに納税課（☎079-221-2295）へご連絡ください。

**Q** 口座振替（自動払込）に加入しているはずなのに納付書が送られてきたが、なぜでしょうか。

**A** 固定資産税・都市計画税については同じ土地、家屋であっても所有権の移転（相続、贈与、共有内容の変更等）や「相続人代表者の指定（変更）届出書」を提出された場合、口座振替（自動払込）情報の引き継ぎができないため、納付書に切り替わる場合があります。引き続き口座振替（自動払込）をご希望される場合はお手数ですが再度お申し込みをお願いします。

#### 〈口座振替の引継ぎができない納税義務者の変更例〉

	変更前（旧所有者）	変更後（新所有者）
相続人代表者の届出	姫山 一郎（亡）	姫山 太郎（相続人代表者）
相続	姫山 太郎（相続人代表者） ※（亡）姫路 一部分	姫山 太郎（相続登記）
名義の変更	姫山 花子	姫山 太郎
共有者人数の変更	姫山 太郎 外2名	姫山 太郎 外1名
共有構成員の変更	姫山 太郎 外1名 （太郎・花子の共有）	姫山 太郎 外1名 （太郎・一郎の共有）

**Q** 申し込んでいないのに最初から口座振替（自動払込）になっているのはなぜでしょうか。

**A** 過去に申し込みをされている場合、廃止依頼をされなければ課税がなくても数年間は記録が残るため、新たに課税された場合は口座振替（自動払込）となります。また、軽自動車税は一度のお申し込みで同一の納税義務者が所有するすべての対象車両を取り扱います。



## このような場合どうなりますか…？



### 全期一括振替（払込）について

**Q** 申し込み方法・振替日・振替可能税目が知りたいのですが…。

**A** P42の「口座振替・自動払込みの手続」より、ご確認ください。

**Q** 全期一括振替することにより税額が割引になるなど、納税者にメリットはありますか。

**A** 税額に変わりはありません。納期ごとに預貯金残高の確認が不要になるため、管理がしやすくなります。

**Q** 全期一括振替で申し込んでいるが、1期分の残高しか入金していませんでした。どうなりますか。

**A** 振替日時点で預貯金残高が振替額（年税額）に満たない場合、振替できません。その場合、後日第1期分の口座振替（自動払込）不能通知書（納付書付）をお送りしますので、金融機関等でご納付ください。当該年度の第2期から第4期は期別ごとの口座振替（自動払込）となり、翌年度以降は全期一括口座振替（自動払込）が再開されます。

**Q** 期別振替で口座振替（自動払込）をしているが、同一口座のまま全期一括振替へ変更したいのですが…。

**A** 期別振替から全期一括振替への変更、または全期一括振替から期別振替への変更は変更届の提出が必要です。納税通知書をご準備の上、納税課（☎079-221-2295）へご連絡ください。



## ●コンビニエンスストアでの納付

- ① 利用できる税目  
市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)
- ② 納付できない金額、納付書  
・納付書の「CVS収納用」欄にコンビニバーコードが印刷されていない納付書  
・汚れまたは破損、変色などでコンビニバーコードが読み取れない納付書  
・指定期限を過ぎている納付書  
・納付額が訂正された納付書  
・納付額が30万円を超える納付書
- ③ 利用可能なコンビニエンスストア  
次の、全国にあるコンビニエンスストアでご利用いただけます。

セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、  
ファミリーマート、ポプラグループ、ミニストップ、ローソン、  
MMK(マルチメディアキオスク) 設置店 (五十音順)



(コンビニエンスストアでの納付)

## ●コンビニバーコードによる納付(モバイルレジ等)

- ① 利用できる税目  
市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)
- ② 利用できるキャッシュレス納付サービス  
モバイルレジ、PayB、楽天銀行コンビニ支払サービス  
※利用できるキャッシュレス納付サービスは令和5年4月1日時点のものです。最新の状況については、姫路市納税課のホームページをご覧ください。
- ③ 納付できない金額、納付書  
・納付書の「CVS収納用」欄にコンビニバーコードが印刷されていない納付書  
・汚れまたは破損、変色などでコンビニバーコードが読み取れない納付書  
・指定期限を過ぎている納付書  
・納付額が訂正された納付書  
・納付額が30万円を超える納付書
- ④ 納付方法  
キャッシュレス納付サービス上で納付書に記載のバーコードを読み取り、上記②に記載の各サービスが対応する金融機関口座(インターネットバンキング)を利用し、納付することができます。詳しくは各サービスのホームページをご覧ください。



(コンビニバーコードによる納付(モバイルレジ等))

## ●クレジットカードによる納付

- ① 利用できる税目  
市県民税(普通徴収)  
※クレジットカードによる納付にかかる「納付番号」「確認番号」が記載された納付書をお持ちの方で、納期限内の納付に限ります。  
※固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)のクレジットカードによる納付は、「地方税お支払サイト」を利用する方法に変更となりました。詳細は「●「eL-QR」(QRコード)による納付」をご覧ください。
- ② 決済手数料(令和5年4月1日現在)  
クレジットカードによる納付には、決済手数料が必要です。

納付金額	決済手数料(税込)
10,000円以下	110円
10,001円~20,000円	220円
20,001円~30,000円	330円
30,001円~40,000円	440円

以降同様に、納付金額の区分が10,000円までの範囲で増えるごとに「110円(税込)」ずつ加算されます。

- ③ 利用できるクレジットカード  
VISA、MasterCard、JCB、AMEX、Dinersのブランドマークが入ったカード
- ④ 納付方法  
インターネットを利用した納付となりますので、納付書とクレジットカードをご用意の上、パソコン、スマートフォン等から下記の姫路市ホームページへ接続し、ホームページの案内に沿って納付手続きをしてください。
- ⑤ 姫路市ホームページへのアクセス方法  
[姫路市 納税課](#) [検索](#) 又は右記のQRコードで検索してください。

●注意事項  
クレジットカードによる納付はこれまでの納付方法とは違い、様々な注意事項がありますので、詳しくは姫路市ホームページでご確認ください。



(クレジットカードによる納付)

## ●コンビニバーコードによる納付（電子マネー）

- ① 利用できる税目  
市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）
- ② 利用できる電子マネー  
au PAY、d払い、J-Coin Pay、LINE Pay、PayPay、楽天ペイ  
※利用できる電子マネーは、令和5年5月1日時点のものです。最新の状況については、姫路市納税課のホームページをご覧ください。
- ③ 納付できない金額、納付書
  - ・納付書の「CVS収納用」欄にコンビニバーコードが印刷されていない納付書
  - ・汚れまたは破損、変色などでコンビニバーコードが読み取れない納付書
  - ・指定期限を過ぎている納付書
  - ・納付額が訂正された納付書
  - ・納付額が30万円を超える納付書
- ④ 納付方法  
電子マネーのアプリを起動し、納付書に記載のバーコードを読み取り、支払内容に間違いがないか確認の上、支払いを選択します。詳しくは、各電子マネーのホームページをご覧ください。  
金融機関等、コンビニエンスストア、市役所納税課（駅前市役所、各支所及び各地域事務所を含む。）の窓口で、スマートフォンを提示して納付することはできません。

### ●注意事項

電子マネー（請求書払い）による納付は他の納付方法とは違い、様々な注意事項がありますので、詳しくは姫路市ホームページでご確認ください。



（コンビニバーコードによる納付（電子マネー））

## ●「eL-QR」(QRコード) による納付

- ① 利用できる税目  
固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）
- ② 納付できる納付書  
「eL-QR」(QRコード) の記載がある納付書
- ③ 利用可能な納付方法  
「地方税お支払サイト」を利用したクレジットカードやインターネットバンキングによる納付、スマートフォン決済アプリを利用した納付等  
※利用可能なスマートフォン決済アプリの種類や利用方法の詳細につきましては、「地方税お支払サイト」をご覧ください。

### ●注意事項

「eL-QR」(QRコード)による納付は他の納付方法とは違い、様々な注意事項がありますので、詳しくは「地方税お支払サイト」でご確認ください。



（地方税お支払サイト）

## (4) 納税の猶予制度

税金は、納期内に納めなければなりません。納税者に特別の事情がある場合には、申請に基づいて納める時期を遅らせたり、分割して納付したりすることができます。市税についてはこのような納税の猶予の制度として、徴収の猶予、換価の猶予の制度があります。

### ●徴収の猶予

災害、病気、事業の廃止・休止などによって市税を一時に納付することができないと認められる場合や、本来の期限から1年以上経って納付すべき税額が確定した市税を一時に納付することができない理由があると認められる場合に、申請に基づいて納税が猶予される制度です。

徴収の猶予の効果は、次のとおりです。

- ① 新たな差押えや換価（売却）などの滞納処分は執行を受けません。
- ② 既に差押えを受けている財産がある場合には、申請することにより、その差押えが解除される場合があります。
- ③ 徴収の猶予が認められた期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

### ●換価の猶予

市税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合に、申請に基づいて差押財産の換価（売却）が猶予される制度です。

換価の猶予の効果は、次のとおりです。

- ① 既に差押えを受けている財産の換価（売却）が猶予されます。
- ② 差押えにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産については、差押えが猶予（又は差押えが解除）される場合があります。
- ③ 換価の猶予が認められた期間中の延滞金の一部が免除されます。

### ●猶予の手続等

徴収の猶予、換価の猶予を受けるためには、申請が必要です。申請に必要な書類のほか、徴収の猶予、換価の猶予に関する詳しい内容については、納税課徴収担当（☎079-221-2291）までお尋ねください。

## 6 市税の減免

不幸にして火災・風水害などの災害にあたり、生活保護の規定により生活扶助などを受けられるなど、特別の事情がある場合には、その事情に応じて市税の減免を受けることができます。

このうち、主なものをあげてみますと、

税務相談

### 1 個人の市民税

- ① 生活保護法の規定による保護を受ける人
- ② 納付が困難と認められる人で次のような要件をみたす場合。ただし、前年中の所得が一定額以下の人に限ります。
  - ア 前年中に給与所得を有していた人が失業し、当該失業した日から引き続き3ヵ月以上職のない場合
  - イ 前年中に給与所得を有していた人が6ヵ月以上休職し、給与所得が前年の50%以下に減少すると見込まれる場合
  - ウ 前年中に事業所得を有していた人が廃業若しくは休業し、当該廃業若しくは休業した日から引き続き3ヵ月以上職のない場合
  - エ 納税義務者が死亡し、その相続人が納付すべき場合
  - オ 災害(火災、風水害など)を受けた場合



### 2 固定資産税(都市計画税)

- ① 生活保護法の規定により生活扶助を受ける人(これに準ずる人を含む。)が所有する固定資産
- ② 災害(火災、風水害など)を受けた固定資産
- ③ 国又は地方公共団体が買収した固定資産

### 3 軽自動車税(種別割)

- ① 障害者の方又はその方と同居の家族の方が所有し、障害者のために使用する車両
- ② 障害者の方のみで生活する世帯の障害者が所有し、その方を常時介護する方が障害者のために使用する車両
- ③ 障害者の方のための特別な構造をもつ車両(車いす移動車など)

※①及び②については、営業用車両を除く。

障害の程度により、減免できない場合がありますので詳しくは主税課までお問い合わせください。

### 4 事業所税

天災その他特別の事情がある場合

※各種減免規定については、適宜見直しをしています。

(上記1～4は令和5年4月1日現在のものです。)

※減免の申出は、納期限までに申請書を提出してください。

※その他減免については、52ページ記載の各担当課までお問い合わせください。

## 7 市税に関する証明と閲覧

### 1 市税の証明や公簿の閲覧

市税の証明や公簿の閲覧が必要な方は、本人確認書類(運転免許証等)を持って市役所主税課(総合窓口)・住民窓口センター・支所・地域事務所・駅前市役所・出張所・サービスセンターまでおこしく下さい。

- ① 証明や閲覧を請求できる人  
個人の秘密にかかわることですから、次の方に限られます。
  - ア 本人(相続人、納税管理人も含まれます。)
  - イ 本人の委任状を持参した方
  - ウ 同居所の家族の方で、本人からの依頼があったと認められる方
  - エ 固定資産課税台帳記載事項証明・固定資産課税台帳の閲覧の申請については、借地人・借家人等、法令に基づく者(契約書等の資料の提示が必要です。)
  - オ 法人の場合は、法人印(代表者職印)または委任状が必要です。
- ② 手数料
 

ア 納税証明書(税目ごとの納税証明書、滞納無証明書)	1通につき300円
イ 市県民税(所得・課税・非課税)証明書	1通につき300円
ウ 所在地証明書	1通につき300円
エ 固定資産課税台帳記載事項証明書(課税・評価・資産証明書)	1通につき300円 (ただし、1通について土地・家屋合わせて5件以内)
・償却資産については、資産別1種につき300円	
オ 固定資産課税台帳(名寄帳)の閲覧	1名義あたり1回につき300円

### 2 市県民税(所得・課税・非課税)証明書のコンビニ交付

15歳以上の姫路市民の方は、マイナンバーカード(個人番号カード)を利用して最新年度の市県民税(所得・課税・非課税)証明書を、全国の主要なコンビニエンスストア等に設置してあるマルチコピー機を利用して、取得できます(本人分に限る。)

- ア 利用期間 午前6時30分から午後11時(12月29日～1月3日及びメンテナンス日を除く)
- イ 取り扱い店舗 全国のセブンイレブン・ローソン・ファミリーマート他
- ウ 手数料 1通につき200円(令和5年9月1日～令和6年3月30日までの期間は1通150円)
- エ 必要なもの マイナンバーカード(暗証番号の入力が必要です。)
- オ コンビニ交付を利用できるのは所得(課税)証明書の最新年度の1月1日からコンビニでの申請時まで継続して姫路市に住民票があり、確定申告や、お勤め先からの給与支払報告書が提出されている方に限ります。

※市民税の調整控除額は記載されません。必要な方は窓口にて申請してください。



### 3 市税の証明のオンライン申請

市税の証明は、オンラインで申請し、手数料等のお支払いもオンライン決済することができます。

#### 納税義務者が個人の場合

- ・マイナンバーカード（署名用電子証明書のあるもの）
- ・パソコン又は公的個人認証サービスに対応したスマートフォン。パソコンの場合は公的個人認証サービスに対応したICカードリーダーが別途必要です。
- ・クレジットカード

#### 法人の場合

- ・パソコン
- ・電子証明書（個人のマイナンバーカードは不可。電子署名を付与するために必要な機器も必要です。）
- ・クレジットカード

#### ① 申請から交付までの流れ

- (1) 申請フォームから申請を行ってください。
- (2) 審査完了後、主税課より手数料等の連絡を行いますので、お支払いの手続きをしてください。
- (3) 手数料等のお支払いの確認が取れた後、主税課より証明書を郵送します。

#### ② 申請方法および詳細

「税務証明書等の申請の方法（オンライン・コンビニ）(<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000016107.html>)」をご覧ください。

姫路市 税務証明 オンライン申請

検索



## 8 税の窓口

### ■市税についてのお問い合わせは

	問 合 せ 内 容	電 話
主 税 課	税務諸証明に関すること	221-2256
	原動機付自転車の登録・廃車に関すること	221-2256
	軽自動車税に関すること	221-2257
市 民 税 課	法人市民税・市たばこ税・入湯税・事業所税に関すること	221-2265
	個人市民税（特別徴収）に関すること	221-2260
	個人市民税に関すること	221-2261 221-2262
資 産 税 課	固定資産税（償却資産）に関すること	221-2273
	固定資産税（土地）に関すること	221-2275 221-2278
	固定資産税（家屋）に関すること	221-2279 221-2281
納 税 課	口座振替及び自動払込納税に関すること 過誤納金の還付・充当に関すること	221-2295
	差押及び公売に関すること	221-2289
	納税相談及び滞納処分に関すること	221-2291

### ■県税についてのお問い合わせは

姫路県税事務所 姫路市北条一丁目98 ☎281-3001(代)

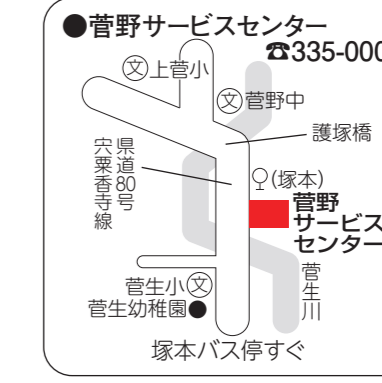
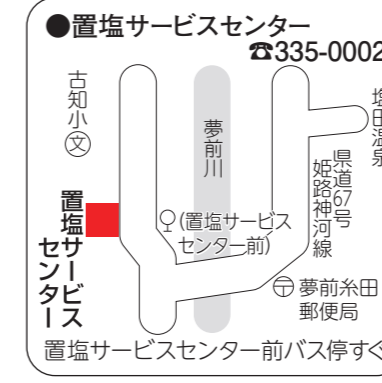
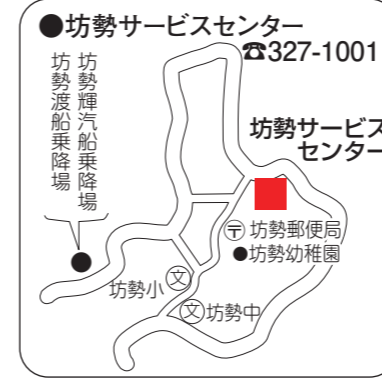
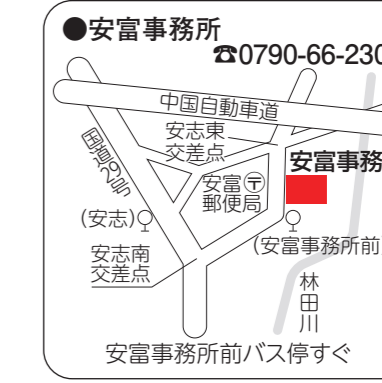
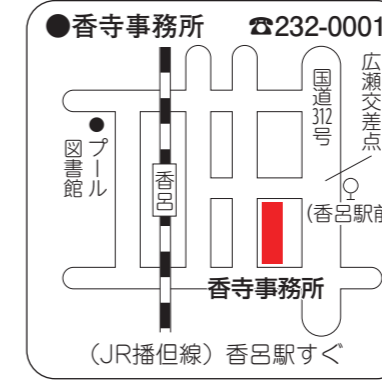
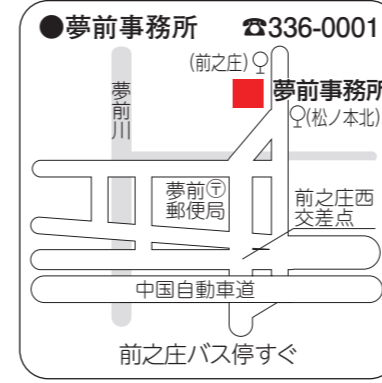
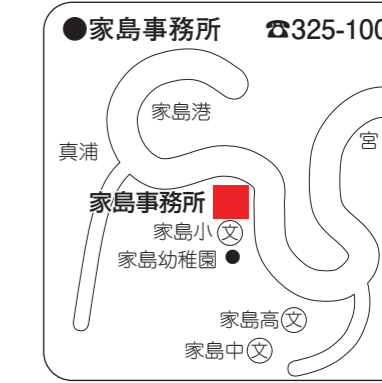
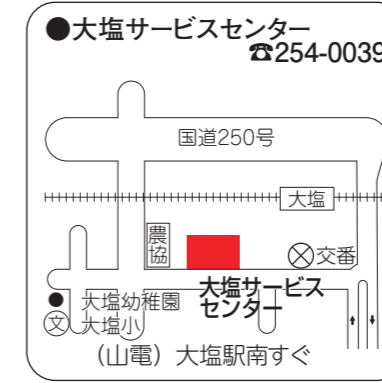
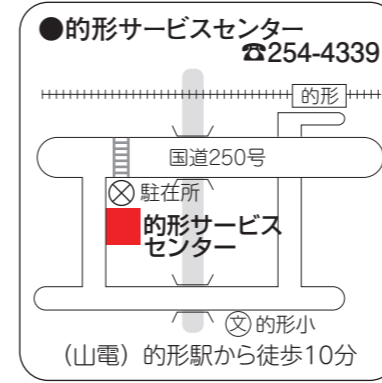
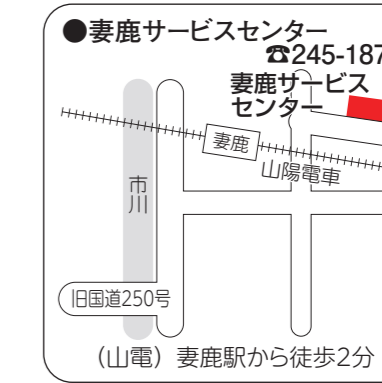
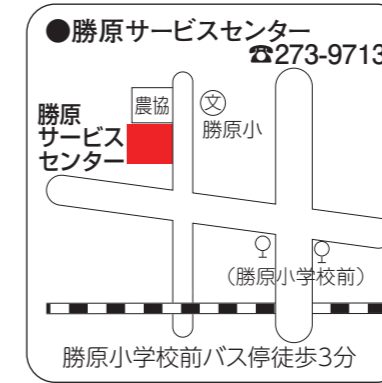
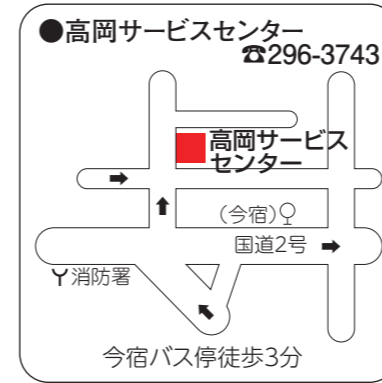
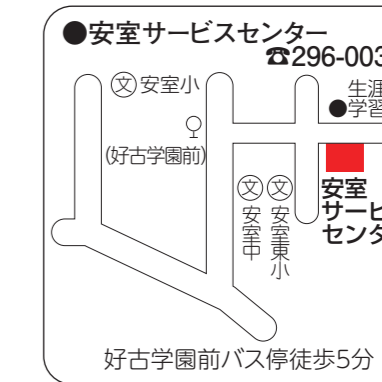
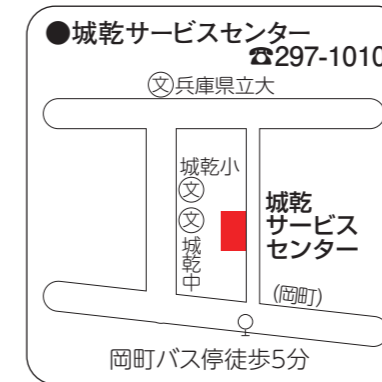
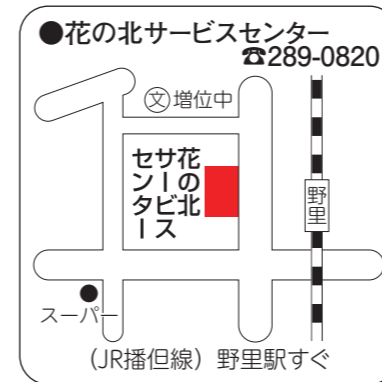
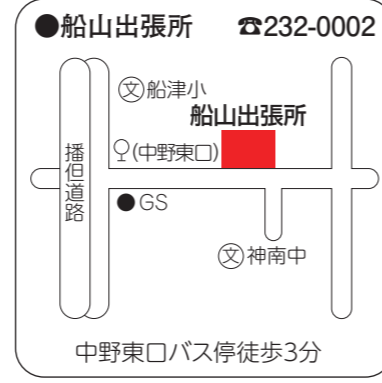
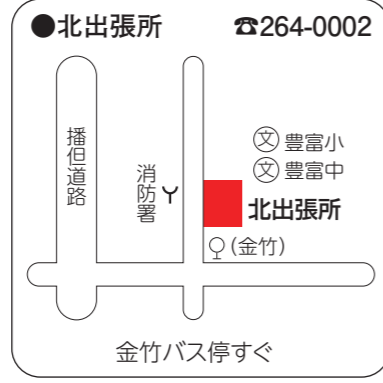
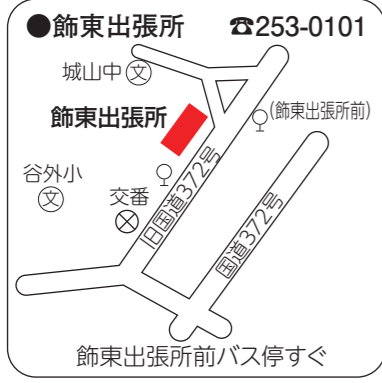
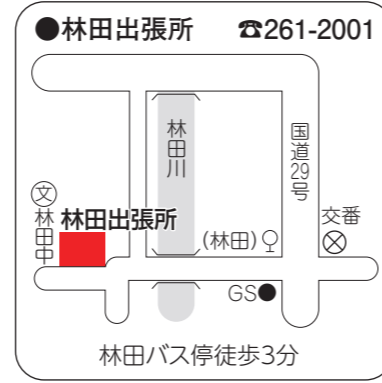
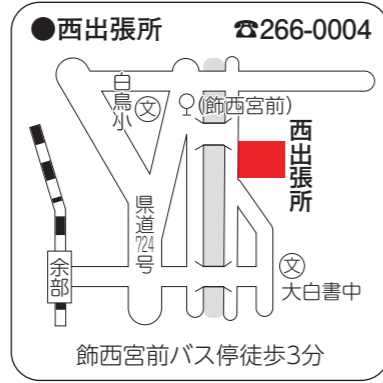
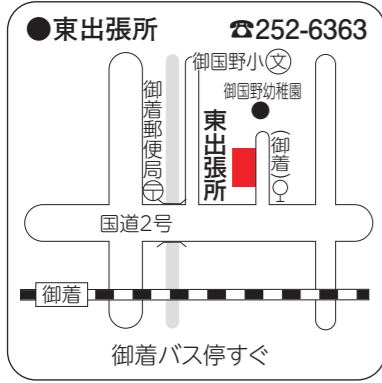
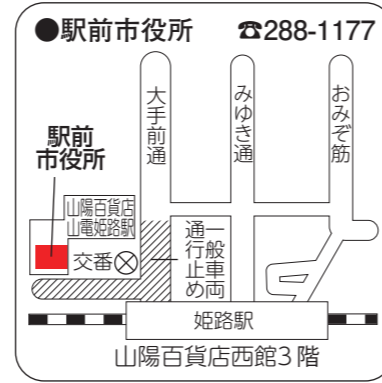
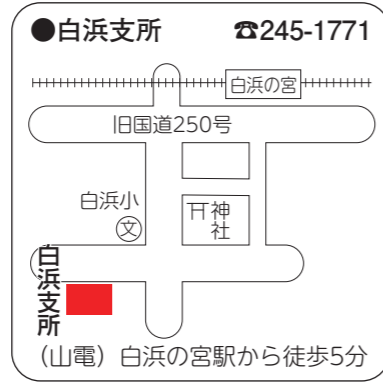
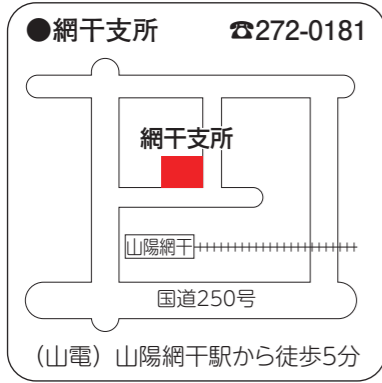
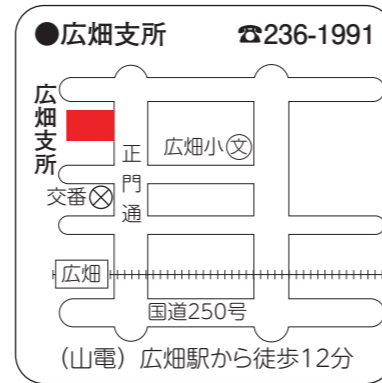
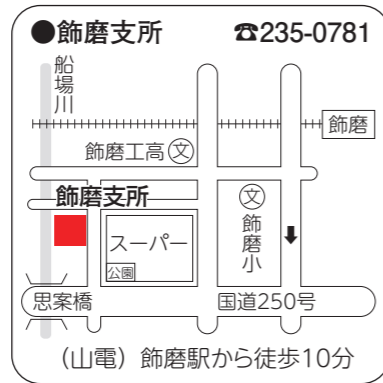
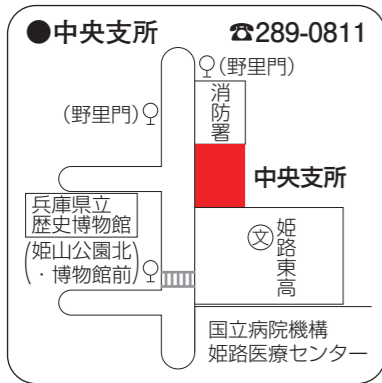
### ■国税についてのお問い合わせは

姫路税務署 姫路市北条一丁目250 ☎282-1135(代)

9

支所・地域事務所・駅前市役所・出張所・サービスセンターへの案内図

(山電) …山陽電車



各案内所

各案内所

# 10 国税・県税の種類とあらまし

国 税	普通税	所得税	1月から12月までの1年間の個人の所得に対して課税されます。
		法人税	法人の各事業年度の所得に対して課税されます。
		相続税	相続や遺贈によって財産を取得した場合に課税されます。
		贈与税	贈与によって財産を取得した場合に課税されます。
		消費税	物品の販売やサービスの提供に対して課税されます。
		酒税	アルコール分1度以上の飲料である酒類に対して課税されます。
		たばこ税	たばこに対して課税されます。
		たばこ特別税	たばこに対して課税されます。
		揮発油税	自動車用ガソリン等の揮発油に対して課税されます。
		石油ガス税	自動車用の石油ガスに対して課税されます。
	航空機燃料税	航空機燃料に対して課税されます。	
	石油石炭税	原油、石油製品や石炭などに対して課税されます。	
	自動車重量税	車検を受ける自動車や車両番号の指定を受ける軽自動車に対して課税されます。	
	関税	外国から輸入した貨物などに対して課税されます。	
	とん税	外国貿易船の入港に対して課税されます。	
	印紙税	契約書、受取書などの文書に対して課税されます。	
	登録免許税	不動産などの登記、登録、特許などに対して課税されます。	
	地方揮発油税	地方自治体に財源を譲与するため、揮発油に対して課税されます。	
	地方法人特別税	法人事業税(都道府県税)の一部を分離して国税として徴収し、都道府県に財源が再配分されます。(注1)	
	特別法人事業税	法人事業税(都道府県税)の一部を分離して国税として徴収し、都道府県に財源が再配分されます。(注2)	
地方法人税	法人税額に対して課税され、交付税として再配分されます。		
特別とん税	港湾施設が設置されている市町村に財源を譲与するため、外国貿易船の入港に対して課税されます。		
目的税	電源開発促進税	電力会社の販売電気に対して課税されます。	
	復興特別所得税	所得税額に対して課税されます。(平成25年度から令和19年度まで)	
	国際観光旅客税	船舶又は航空機による旅客の出国に対して課税されます。	

国税についてのお問い合わせは、姫路税務署まで ☎282-1135

(注1) 令和元年9月30日までに開始する事業年度について適用  
(注2) 令和元年10月1日以降に開始する事業年度について適用

県 税	普通税	県民税	市民税と同様に個人や法人に対して課税されます。
		事業税	事業を営んでいる個人や法人に対して課税されます。
		地方消費税	物品の販売やサービスの提供に対して課税されます。
		不動産取得税	土地や家屋を取得したときに課税されます。
		県たばこ税	たばこに対して課税されます。
		ゴルフ場利用税	ゴルフ場を利用したときに課税されます。
		軽油引取税	軽油の引取りをしたときに課税されます。
		自動車税	自動車を取得するときに環境性能割が、所有しているときに種別割が課税されます。
		鉱区税	鉱業権のある鉱区の面積に課税されます。
		固定資産税	大規模償却資産に対して課税されます。
目的税	狩猟税	狩猟者の登録を受けるときに課税されます。	

県税についてのお問い合わせは、兵庫県姫路県税事務所まで ☎281-3001

# 11 税務部からのお知らせ

## 1 原付バイクのオリジナルナンバープレートを交付しています

姫路市では、原動機付自転車のオリジナルナンバープレートを交付しています。(従来型ナンバープレートとの選択制)

姫路市イメージキャラクターで、観光大使としても活躍中の「しろまるひめ」を基調とし、原付バイクの総排気量などに応じて背景色が異なる3種類をご用意しています。

新車登録の場合はもちろんのこと、従来型ナンバーからの交換も可能ですので、しろまるひめのナンバープレートを付けて姫路のまちを走ってみませんか。



白 色	総排気量が50cc以下(または定格出力が600w以下)のもの(ミニカーを除く)
薄 黄 色	総排気量が50ccを超え90cc以下(または定格出力が600wを超え800w以下)のもの
薄 桃 色	総排気量が90ccを超え125cc以下(または定格出力が800wを超え1000w以下)のもの

詳しいことは、姫路市主税課(電話079-221-2256)へお問い合わせいただくか、「原動機付自転車のオリジナルナンバープレート」のホームページ(<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000000745.html>)をご覧ください。

オリジナルナンバー 姫路

検索



## 2 市税の電子申告をご利用ください

姫路市では、「eLTAX」(エルタックス)を利用した市税の電子申告等を受け付けています。

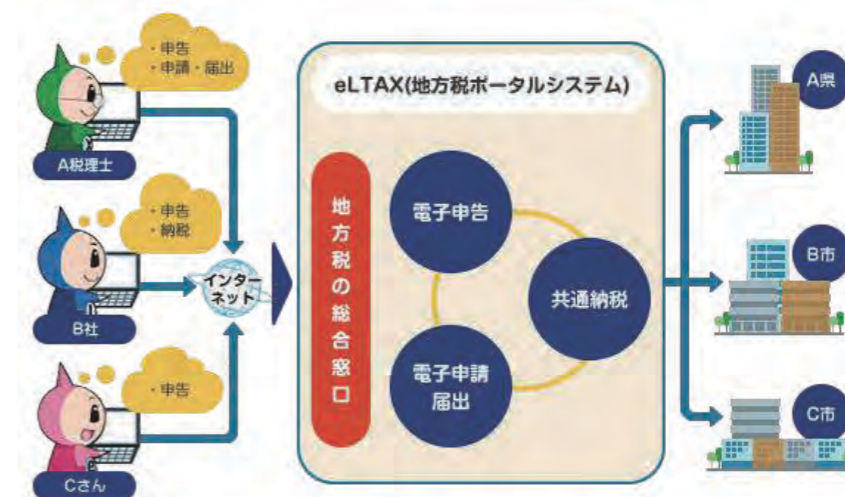
### 【eLTAX (エルタックス) とは】

eLTAX (エルタックス) とは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムで、地方税共同機により運営されています。



### 【メリット】

- インターネットを利用するため、自宅やオフィスなどから申告の手続きを行うことができます。
- 複数の都道府県や市区町村にも、まとめて一度に送信できます。
- 無償のeLTAX対応ソフトウェア「PCdesk」を利用して、紙と同じイメージで申告書が作成できます。
- eLTAXに対応した市販の税務・会計ソフトウェアで作成した申告データを利用することもできます。



### 【利用できる税目】

姫路市では、次の税目の申告手続き等が可能となります。

- 法人市民税
- 固定資産税(償却資産)
- 個人住民税(給与支払報告書等)
- 事業所税

※利用可能な手続きについては、eLTAXホームページの「eLTAXで利用可能な手続き」をご覧ください。  
「eLTAXで利用可能な手続き」 <https://www.eltax.lta.go.jp/eltax/gaiyou/tetuduki/>



### eLTAX(エルタックス)に関するお問い合わせ先

eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAXホームページをご覧ください。

eLTAXホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

なお、eLTAXご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

eLTAXホームページの「よくあるご質問」：<https://eltax.custhelp.com/>

● 国税電子申告・納税システム(e-Tax)もご利用ください。 <https://www.e-tax.nta.go.jp/>







網干中学校 2年 山中 蒼空さん



白鷺小中学校 6年 吉田 果生さん



城北小学校 4年 花川 木実さん



豊富小中学校 7年 西田 依さん

令和4年度「納税ポスター」公募入選作品

発行／姫 路 市

編集／財政局税務部主税課